

建設環境委員会記録

とき 令和7年2月27日

国分寺市議会

建設環境委員会

令和7年2月27日（木）

○出席委員

委員長	星	いづろう
副委員長	鳥居	あかね
委員	鈴木	ちひろ
	松岡	まり
	だて	淳一郎
	はぎの	英輔
	尾沢	しゅう

○審査事項

- 1 議案第10号 令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 2 議案第21号 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第22号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第23号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第24号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 6 調査 第三次国分寺市環境基本計画の策定について

R5.7.3

《報告事項》

- （1）西国分寺駅北口駅前エリアの検討状況について
- （2）緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業について
- （3）ぶんバス本多ルートの実行開始について
- （4）国分寺市緑の基本計画実施計画【2025（令和7）年度～2030（令和12）年度】（案）について
- （5）国分寺市空間放射線量測定の見直しについて
- （6）その他

午前 9 時 30 分開会

○星委員長 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

◇

○星委員長 それでは、早速ですが、視察の実施について、現委員の任期中において委員長に御一任いただいておりますので、お手元の審査事項 5 番、議案第 24 号に関する審査のため現地視察を行いたいと思います。

それでは、視察のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前 9 時 31 分休憩

午前 10 時 40 分再開

○星委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、松岡委員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

それでは、お手元の審査事項一覧に沿いまして、議案の審査を行います。

まず、資料請求のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

◇

○星委員長 それでは、**議案第 10 号 令和 6 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 2 号）**を議題いたします。

担当より説明を求めます。

○野口下水道課長 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

議案第 10 号、令和 6 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

委員会資料も併せて御覧ください。

本案は、下水道事業における使用料、補助金、事業工程の調整による負担金等が確定し、予算の増減が生じたので、補正したいというものになります。

議案書をお願いいたします。

第 3 条、収益的収入及び支出になります。

こちらの収益的支出につきまして、補正前 30 億 776 万 5,000 円から 2,959 万 4,000 円を減額するものでございます。

第 4 条、資本的収入及び支出になります。

収入額が支出額に対し不足する額及び補填する財源を改め、収入につきましては、補正前 6 億 8,529 万 6,000 円から 1 億 4,740 万円を減額、支出につきましては、補正前 10 億 2,603 万 3,000 円から 2 億 2,206 万 5,000 円を減額するものになります。

続きまして、資料を御覧ください。

収益的収入及び支出になります。

支出、項 1、目 2、下水道使用料徴収業務委託料につきましては、都へ委託しています徴収業務の経費確定に基づきまして、2,638 万 1,000 円の減額。

項 2、目 1、支払利息及び企業債取扱諸費、令和 5 年度事業等に係る企業債の借入額及び金利確定に基づき、321 万 3,000 円の減額、収益的収入は合計 2,959 万 4,000 円の減額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出をお願いいたします。こちらは支出から御説明させていただきます。

資本的支出、項1、目1、管きょ建設改良費、ストックマネジメント計画（第1期）に係る公共下水道整備事業委託料、下水道事業認可変更作成業務委託料、浸水想定区域図作成業務委託料につきましては、国・東京都との調整による作業内容変更や、契約差金の発生などに伴い、7,500万円の減額、目3、流域下水道建設負担金、都の流域下水道建設改良事業の負担金額確定に基づき、1億4,706万5,000円の減額。資本的支出は合計2億2,206万5,000円の減額となっております。

戻りまして、資本的収入になります。

項1、目1、流域下水道事業債は、流域下水道建設負担金等の減補正に伴い、1億4,740万円減額するものでございます。

説明は以上になります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○星委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○星委員長 続きまして、**議案第21号 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について**を議題いたします。

担当より説明を求めます。

○三田まちづくり計画課長 よろしくお願いいたします。

議案第21号、国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

環境基本条例は、環境基本法の理念に沿い、地方公共団体の環境保全の施策に関する最も基本的な事項を定めるものでございます。今回の改正は、機構改革に伴う国分寺市環境審議会の庶務担当課の変更への対応を行うものでございます。

電子データの3ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所につきましては、条例第31条第6項にある、審議会の庶務は「まちづくり部まちづくり計画課」において処理するの部分を「まちづくり部環境経営課」に改めるものでございます。

改正内容の説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 こういった部署の名前が変わるということで、また扱う業務も多少幅が出てくるのかなと思うんですが、所掌の事務についてはどのように変わっていくのか確認させてください。

○三田まちづくり計画課長 大まかに申し上げますと、まちづくり計画課は今まで環境部門と都市計画部門の2つがございましたが、その環境部門の所掌と、今、政策部政策経営課環境経営担当が所掌している内容、こちらが合わさったものを環境経営課が所掌するというものでございます。

○だて委員 分かりました。

これはまた、人員配置とか、どれぐらいの課に職員が配置されるかというのは、これからかと、市長が決めていくことかと思うのですが、非常に重要な役割を担う部署になっていくのかなと思います。GXも含めて、国分寺市がこれから推進していこうとする様々な環境に関するところをしっかりとやっていただくということになろうかと思うのですが、環境対策課との兼ね合いというのは、その辺はどういう割り振りというか役割分担になるのでしょうか。

○池田環境対策課長 現行、環境対策課におきましては、公害関係については我々のほうで所掌しているというところになりまして、ここの環境経営課とも密接な関係というところでは、今後も連携を図ってきたいというふうに考えてございます。

○星委員長 ほかにございますか。よろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 以上で質疑を終了いたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 討論なしと認めます。
それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

○星委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○星委員長 続きまして、**議案第22号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。
担当より説明を求めます。

○三田まちづくり計画課長 資料を御覧ください。議案第22号、国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、建築基準法第68条の2第1項の規定により、地区計画が定められている区域内における建築物の敷地、構造及び用途等について必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、引用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、いわゆるバリアフリー法施行令の改正に伴う条例の条ずれへ対応するというものでございます。

電子データの3ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所でございます。

条例第3条第7項におきまして、バリアフリー法施行令第26条、認定特定建築物等の容積率の特例を引用しておりますが、こちらの条ずれに伴い、第27条に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、引用するバリアフリー法施行令の施行日と同じく令和7年6月1日いたします。

改正内容の説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。
よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○星委員長 続きまして、**議案第23号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○小泉建築指導課長 それでは、議案第23号、国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。膨大かつ専門的な内容であり、委員の皆様にはお手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

冒頭に資料の訂正がございます。委員会の説明資料2ページ、上から11行目に「一定規模」の後に括弧書きがございます。こちら木造200平米以下、その他500平米以下と書かせていただきましたが、規模に誤記がありましたので、括弧内を全て削除させていただきます。申し訳ございません。

この規模については後ほど参考資料にて御説明いたします。

なお、これから御覧になるデータ、それから全庁共有フォルダのデータは訂正後の資料一式を置かせていただいております。

進め方といたしまして、先に委員会の説明資料を用いて、その後、新旧対照表を御覧いただきます。必要に応じてタブレットを2画面にして御覧ください。

また、A3判の紙資料、参考資料④は後半の説明にて使わせていただきます。

それでは、1ページの1. 改正の必要性について、中ほどにある囲みを御覧ください。

左側、建築基準法第18条関係です。国や都道府県、建築主事を置く市町村が建築する公共施設などは、民間でいう建築確認申請の代わりに、計画通知という制度により建築関連規定の適合審査及び検査が行われますが、これまで特定行政庁への提出だったものが、指定確認検査機関にも提出可能となります。

こちらの法改正は令和6年11月1日に施行されており、改正条例においては第1条とし、即日施行となります。

次に、右側の囲み、こちらは建築基準法と建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、通称、建築物省エネ法、都市の低炭素化の促進に関する法律、通称、エコまち法に関するものです。

法改正として、手数料に係るものといたしまして、主に3点あります。1点目は、小規模建築物の審査・検査の特例制度の縮小により構造審査の時間が増加すること、2点目は、原則全ての建築物に省エネ基準の適合が義務化され、従前の区分や計算方法が変わること、3点目は、住宅部分における省エネ性能の評価方法が新設となり、手数料を定める必要があり、今回の改正の運びとなりました。

こちらは改正条例の第2条とし、法の施行と合わせ、令和7年4月1日施行となります。

次に、電子データの2ページを御覧ください。ここから2. 改正の概要となります。

第1条、こちらは先ほど御説明したとおり、建築基準法第18条に新規項が追加されたため、法改正に伴う項ずれの改正を行います。

ここで、議案書の新旧対照表を御覧いただきます。タブレット端末の下に表示されているページで御案内いたします。

議案書は261ページございまして、提案理由、改正条例案に続きまして、電子データの75ページから84ページまで、第1条の新旧対照表となります。

75ページを御覧ください。

こちらから、下線箇所が項ずれの改正箇所となります。同様の改正が84ページまで続きます。

そして、85ページから第2条となります。

ここでまた委員会説明資料に戻りまして、概要を御説明いたします。

まず、建築基準法関連です。委員会の説明資料の電子データで5ページ、参考資料①を御覧ください。こちらは国土交通省の資料となります。

こちらに改正前後で規模が記されております。改正後は木造につきまして、平屋建て200平米以下に構造審査を省略される規模が縮小されます。このため、太枠で囲んでいる階数、規模の建築物について審査時間が増えるため、手数料が増額されます。

次に、参考資料①の下にあります参考資料②を御覧ください。

もう一つは小規模伝統的木造建築物で、使用規定に適合しない場合の審査手続につきまして改正がありました。このため法の条項番号が増えたため、事務手数料条例の引用条項を整合させるものとなります。

それでは、新旧対照表のデータを御覧ください。今、御説明した内容は、85ページから5ページ分となります。

85ページから87ページ、2の項は1の項と文言を合わせるもの、88ページから89ページ、73の項は引用条項の文言整理となります。

紙資料をお持ちの方は、第2条の1ページから5ページとなります。

次に、建築物省エネ法、エコまち法関連です。

まず、法改正の全体像について御説明いたします。委員会の説明資料の6ページ、参考資料③を御覧ください。

国では、脱炭素社会を目指し、段階的に省エネ規制を強化してきており、これまで大・中・小規模ごとの義務づけに差がありました。今回、省エネ基準を全ての建築物に適合させることとなり、審査の手数料が全面的に改正となります。

その下、現行の認定区分として、現在4つの認定制度がございます。

主な手数料の改正といたしまして、画面上の赤い囲み、紙資料では薄いグレーになると思いますが、この3つの認定につきまして、手数料の一部新設、一方、青い囲み、紙資料では濃いグレーの囲みになります。こちらの基準適合認定という制度がなくなりますので、手数料が廃止となります。

なお、各認定制度の概要は、委員会の説明資料の電子データの2、3ページの囲みに解説がございますので、御参照ください。

参考資料③の下半分になりますけれども、省エネ適判の評価方法についてのイメージとなります。

非住宅部分は省エネ計算によるもので、これまで届出義務がなかった300平米未満の手数料と新設、住

宅部分については全て新設になり、仕様基準によって建築確認申請と同時に審査するものと、省エネ計算により省エネ適判を受けるものとに分かれていきます。

ここで、A 3 判の紙資料、参考資料④を御覧ください。

1 ページは、全体を使って86の項、低炭素建築物新築等計画の認定の手数料を示したものです。横軸に区分、計算等方法、対象規模の考え方、それぞれ改正前後で整理しております。グレーの網かけ部分が改正後となっており、一番右側に新旧対照表のページを記載しております。

タブレットの方は一番右側、紙資料の方は右から2番目の欄を御覧ください。

86の項は大きく（１）適合証ありと、（２）適合証なしに二分されます。適合証とは民間の指定性能評価機関により、認定基準に適合していることを証明するものとなります。

ここから新旧対照表のページを追いながら御説明いたします。データで89ページからとなります。紙資料では、条例の2条の5ページからとなります。

まず、86の項、適合証ありの場合、ア、一戸建て住宅、イ、一戸建て住宅以外の建築物に分けられます。それから89ページから96ページ、紙資料では5から12ページとなります。

共同住宅等の共用部分と、現行のすなわち住宅以外を削除して、非住宅の部分に統合します。また、対象規模は戸数単位から面積単位に改正いたします。

次に、適合証なしについてです。97ページ下から99ページ、紙資料では13から15ページとなります。

ア、一戸建て住宅については、誘導仕様基準は従来からありますが、標準計算法、仕様・計算併用法が新設され、手数料が細分化されます。

99ページ下から105ページ、紙資料では15から21ページとなります。

イ、一戸建て住宅以外の建築物です。戸数単位から面積単位に改正いたします。

105ページ下から110ページ、紙資料では21から26ページとなります。

非住宅の部分の計算方法にモデル建物法が追加され、先ほどと同様に、現行の共用部分と現行の住宅以外の手数料を削除して、非住宅の部分に統合いたします。

110ページ下からは87の項となります。こちらは低炭素建築物新築等計画の変更の認定の手数料となります。

全体の構成は、先ほどの手元にあります資料A 3 判の2ページとなりまして、構成は86の項、低炭素の新規の認定と同じになります。

新旧対照表のデータでは131ページまで続きます。紙資料では47ページまでとなります。

132ページまでお進みください。132ページ、89の項は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定です。構成はA 3 判紙資料の3ページの上半分となります。こちらも86の項と同じです。

新旧対照表のデータは157ページまで続きます。紙資料では73ページまでお進みください。

157ページ、90の項は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定になります。こちらの構成も同様となります。

新旧対照表183ページまでお進みください。紙資料では99ページまでとなります。

次に、91の項について御説明いたします。A 3 判の紙資料、4ページを御覧ください。

4ページの上段、91の項、全体にグレーの網かけがされている部分、こちらは先ほど御説明した削除される制度となります。その上で、建築確認申請と同時に審査する場合に上乗せする手数料をこの項番にて新設いたします。

新旧対照表のデータでは183ページから184ページにかけて、新設の手数料になります。

183、184ページ、御覧いただけていますでしょうか。その後、50ページほどは削除する条項となります。紙では100ページまでとなります。

データでは239ページまでお進みください。紙資料は155ページまでお進みください。239ページまでお進みいただけましたでしょうか。

92の項、こちらは先ほど御説明したとおり、全建築物が義務化される建築物エネルギー消費性能適合審査の手数料となります。A3判の紙資料では4ページ下が構成イメージとなります。

こちら（1）適合証ありと（2）適合証なしとございまして、新旧対照表のデータでは246ページが適合証ありとなります。紙資料では162ページまでとなります。

適合証なしが246ページから249ページとなります。紙資料では162から165ページとなります。

こちらは、住宅の手数料と非住宅部分に300平米未満の手数料が新設されております。

249ページまでお進みいただけますでしょうか。

249ページから下、93の項、こちらは建築物エネルギー消費性能適合審査並びに建築物エネルギー性能向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更の申請に対する審査の手数料となります。構成は、A3判の資料で5ページのとおり、92の項と同様になります。

新旧対照表のデータでは258ページまでとなります。紙資料では174ページまでとなります。

158ページまでお進みいただきたく、お願いします。

そうしましたら、新旧対照表の別表の欄外に備考がございます。こちらは複数棟の場合や国土交通大臣が認める場合などの特殊条件に対応できるよう、別表の準用方法を定めたものになります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 膨大な資料だと思うんですけども、丁寧に分かりやすく説明していただいて、ありがとうございました。

改正する部分が、おおよそ20か所ほどあるかなと思います。

今回の議案は、国の建築基準法や建築物省エネ法、エコまち法の改正による条例整理であるということなんですが、国分寺市独自で何か追加で条例に組み込むといったことは特にないかどうか、確認させてください。

○小泉建築指導課長 この条例は、市が特定の者に行う事務の手数料を定めるものでございます。これに関して、建築基準行政の事務については国の法令に従って定めております。そのため、市独自の取組の条項については条例には含まないものでございます。

○鈴木委員 分かりました。

では、今回の改正によって、どのような市民の方に影響があるのか、教えてください。

○小泉建築指導課長 これから新築等を行う市民の方に影響がございます。

○鈴木委員 分かりました。

今回、2025年からの義務化ということなので、市民が積極的に知らなくても特段問題がないところなのかなと思うんですけども、今回の法改正のポイントは新築の断熱性能の義務化ということが大きなところかなと認識しています。それで、義務化されるので、市民の方からの相談も市に寄せられるということとはなかなか少ないのかなと思うんですが、新築や増築される市民の方から市に相談があった場合、国

や市独自の助成制度と併せて紹介していただきたいと思いますし、また、情報提供などの周知にも力を入れていただきたいと思います。その辺についての御見解をお願いしたいと思います。

○小泉建築指導課長　こちらは国のほうが長い年をかけて、省エネに関する基準の対象を広げてきているといった施策になってございます。その国の方針に従って、建築指導課で分かる情報ですとか、それから今後使えそうな制度、そういったものの御相談があったときは、丁寧に市民に御説明していきたいと考えてございます。

また、個別の案件につきましては、設計内容について、個々に建物の規模等が違いますので、設計者から市民に丁寧に説明するように促していきたいと考えてございます。

○鈴木委員　設計者から市民へ丁寧に説明するようにということです。

今回、いろいろ法律も調べたんですけども、この新築の断熱基準を満たせていない場合は住宅ローンの減税、控除ができなくなるということも確認しています。事業者、特に小規模の方とかは、かなり今回、法改正がいろいろあったので、ぜひ市のほうでもサポートしていただきたいと要望したいと思います。

○星委員長　ほかにございますか。

○だて委員　今、紙とタブレットと両方の説明を同時にしていただくということで大変だったかと思いますが、ありがとうございました。

この膨大な資料のページ数のように、たくさんのいろんな改正、細かいことから大きなところまであるかと思うんですが、特定行政庁になっている国分寺市として、この確認検査の部分も対象が相当広がっていくということなんだろうというふうに思うんですが、現状と比較して、今後、法が施行されて動き出したら、確認とか、検査とか、そういった国分寺市が担っている事務量というのが、何となくこれを見る限り、相当増えそうな感じを受けているんですけども、その辺は現状としてどのような形になっていくのか、御説明いただけますでしょうか。

○小泉建築指導課長　委員がおっしゃるとおり、国分寺市の建築行政で担う事務量としては増えてくるというところはございます。それは一棟一棟につきまして審査内容が増えるといった意味でございます。

一方で、今、建設資材の高騰、それから金利の上昇等がございまして、着工棟数としては、ちょっと下がってきているといった状況もございますので、その辺のかみ合いから、何とか今いる人員で対応ができるかなと考えております。

ただ、今後、技術職員の不足等、ほかの分野もそうですけれども、課題にはなっておりますので、人材の確保もしていけたらと私としては希望しております。

○だて委員　人材の確保ということで、そこは大変重要な課題かと思っておりますので、ぜひ、そこは市を挙げて進めていただきたいと思います。

多岐にわたる改正かと思っておりますので、細かい数字の部分なんかも含めて、これだけのボリュームということありますから、事務を進めていく上でミスがないように、そこら辺は気をつけていただいていると思うのですが、どうしても、これだけの量になってきますので、変更点が様々なところであろうかと思っておりますので、その辺はぜひ、御留意いただきながら、これからの事務を少ないマンパワーで頑張っていたくしかいかないかもしれませんが、ぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○星委員長　そのほか、いかがでしょうか。

○松岡委員　たくさんの御説明と資料の御提出もありがとうございました。

今、質疑を幾つかお聞きしていて、お聞きしたかったことがとてもよく分かりました。

一点だけ、それ以外のところで教えていただきたいんですけども、今回、2ページのところでは、手数料額の算定について理由が書かれてありますが、大変多くの項目で手数料額の変更についてもあるということで、この手数料額については、他市の動向などとも比較されて、妥当なものなのかどうかということだけ確認をさせてください。

○小泉建築指導課長　手数料の金額につきましては、広域的な観点から、東京都事務手数料条例の手数料に合わせております。

○松岡委員　分かりました。都の手数料と合わせているということですね。では、大丈夫なのかなというふうには思います。

先ほどもありましたけれども、市民だけじゃなくて、設計される事業者の方が大きな対象になるのかなと思いますので、丁寧に対応していただきたいと思います。

○はぎの委員　本当に膨大な資料の作成、また御説明ありがとうございました。

今、委員の皆様から質疑で、私もお聞きしたかったことの幾つかを確認できました。

それで、施政方針でもありましたけれども、この再エネ・省エネ設備機器の助成設備に既設の窓の断熱改修工事に加えていくということや、また助成対象に事業所も含めていくということで、今後、本市において、再生可能エネルギー等に向けた拡大、取組を一層推進していくということで、本当に非常に重要な取組の一環であると確認はさせていただいております。

それで、この改正に伴って、いろいろ市民の方も分かりづらくて、先ほど鈴木委員からありましたけれども、私からも重ねて、分かりやすく周知徹底いただきたいなというところであります。

また、事務量の増大も本当はかなり大変ではないかなということが予想されるところですけれども、先ほど課長からの御説明で、資料の6ページですか、評価方法の中で、改正後は、仕様基準が簡易な手続、または仕様基準以外の省エネ計算ということが選択できるということで、その選択したほうの、省エネ適判と建築確認申請を同時に行うとおっしゃったんでしたっけ。そこがちょっと分かりづらく、私の理解がまだ追いついていなかったのもう一度、その部分をお聞かせいただけますでしょうか。

○小泉建築指導課長　評価方法についての御質疑かと思います。

仕様基準で行う場合は建築確認申請と一緒に審査が行えますので、省エネ適判のほうは不要ということになります。計算で行う場合、こちらの建物全ての床面積を拾いまして計算する方法、様々あるんですけども、計算で行う場合には、省エネ適判の審査が必要になるということになります。

○はぎの委員　どうもありがとうございます。分かりました。

それでは、この選択をする上でも、ある程度選べますよというか、そういった何か御案内はあるんでしょうか。今後どういう形になるのかなと思ひまして、その辺も確認させてください。

○小泉建築指導課長　こちらの制度改正につきましては、国のほうでもかなり丁寧に説明会を何回も開催しておりますし、あと説明動画の公開等もございます。

あとは、ちょっと間に合っていないのですが、建築指導課としてもホームページで、その辺を周知していきたいと考えてございます。

○はぎの委員　ありがとうございます。今後、市のホームページ等での御案内の準備をしていただいているという御答弁もありましたので、そこは大変重要かなと思っておりますので、引き続き御努力のほう、よろしくお願いいたします。

○星委員長　そのほかございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○星委員長　続きまして、**議案第24号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○岡沢緑と公園課長　議案審査に先立ちまして、現地を御視察いただき、どうもありがとうございました。

それでは、議案第24号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、新たに都市計画公園を整備し、公園条例に位置づける必要があるため、公園条例の一部を改正を行いたいというものでございます。

議案書データの3ページ、新旧対照表を御覧ください。

公園条例別表第1、第1項、都市公園に、国分寺市立戸倉みんなの公園を、国分寺市立窪東公園の次に名称と位置を追加するものでございます。

続きまして、委員会資料を御覧ください。

公園の名称は国分寺市立戸倉みんなの公園、位置は国分寺市戸倉四丁目16番地2でございます。市立第十小学校の東側、満福寺の南側に位置し、公園の整備面積は約2,150平米で、市が整備した公園となります。

続いて、名称について御説明いたします。

近隣の住民及び近隣の自治会に名称案の募集を行いましたところ、387件の応募がございました。多かった名称が「みんなの」であったこと、市内に「みんなの」という言葉がつく公園がないこと、また、未就学児童から高齢者まで、あらゆる世代が利用できる遊具等を有していることなどにより、国分寺市立戸倉みんなの公園という名称に決定しております。

なお、供用開始につきましては、これまでの運用と同様に、第1回定例会本会議最終日の翌々日、令和7年3月27日を予定しております。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○星委員長　担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○松岡委員　一点だけ確認させてください。

視察ありがとうございました。見せていただいた限りでは、以前に設計図などが委員会で報告されていたと思うんですが、大きな木がとても少ないんじゃないかなというふうな印象を受けたんですが、そちらについて少し説明だけお願いできたらと思います。

○岡沢緑と公園課長　高木につきましては、公園の視認性や安全面を考慮して、一部見直しを行っており

ます。計画段階では16本計画しておりましたが、現在は、実際には13本ということで、3本減少して、現地のほうで設置しているというふうな状況でございます。

○松岡委員 分かりました。安全面を考慮したという、そういった議論があった記憶もありますので、加味していただいて、ありがとうございます。

3本が減ったというだけだということですね。思ったより大きくなかったのは、これから伸びるのも、もちろんあるんだなというふうには思いましたけれども、もっと多いのかなという印象があったということでした。

懸念しているのは、夏の暑さであったり、下がアスファルトの部分が多かったので、下からの照りつけで熱中症になっていく子どもたちや大人の方もいらっしゃるのではないかなというふうに懸念がちょっと浮かんだけれども、そのような対応は今後の運用に係ってくるので、まだ今後のことかもしれないんですけど、今、考えていらっしゃることであれば、教えていただけたらと思います。

○岡沢緑と公園課長 委員がおっしゃるとおり、木はこれから成長していきますので、その木陰になる部分も当然出てきます。また、今回はあずまやという屋根付きのベンチがあるものを用意しておりますので、そういったところを御利用いただきながら、公園を利用していただければというふうに考えてございます。

○松岡委員 分かりました。子どもたちや大人が、本当に夏の暑さで倒れることがないようにお願いしたいと思っております。途中で水を出す井戸があって、井戸の水で遊ぶような工夫もされていたので、そういったところはとてもよいかなというふうに思っていますけれども、今後も注視していただきたいと思いますと思っています。

○はぎの委員 視察ありがとうございました。

御丁寧な御説明をいただきまして、本当にすばらしい公園がついに完成して、皆様、本当に喜んでいらっしゃるのではないかなというふうに思います。

それで、何点か確認させていただきたいのですが。まず、駐輪場のスペースを先ほど視察で確認させていただいたところ、北側が10台、そして南側が6台ということで、合計16台ということでしたけれども、もしかすると、すぐに全部いっぱいになってしまうことも、当然、想定はされていると思うんですけれども、そういったときに、どの辺に拡張していくのかというようなイメージというか、どういう御案内をしていくのかというのが、もし決まっているところがあれば、確認をさせてください。

○岡沢緑と公園課長 今、計画している16台のほかに、新たに駐輪スペースとして設定するところはございません。実際、使用勝手上で、多分中まで入ってくる方もいらっしゃるかもしれないんですが、それは状況を見ながら、場所を指定するかどうかも含めて検討したいというふうに考えてございます。

○はぎの委員 ありがとうございます。本当に無事故で運用していただきたいというところで、大変重要なところかと思います。ぜひお願いしたいと思います。

その点は、管理人等がそういった御案内を担っていくかと思うんですけれども、ここは、管理人というのはどういった感じで常駐されるのか、人数とか時間も含めて、確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 この公園に専属の管理者というのはございません。市で管理して、清掃、維持管理等について委託をしていくような状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。

じゃあ、またその委託先とうまく連携をしていただいて、無事故で進めていただけるようお願いしたいと思います。

あと、ぶんバスのバス停の前、土のうが積んであったバス停の部分だったんですけども、今回、公園内のあずまやから通り抜けできるようなフェンスの仕様に変更されておりまして、私としては非常にいいなということで、特に真夏の本当に照り返しの大変なときにはあずまやで待っていただけるというような仕様になったということで、変更になった経緯とか、その辺をもう一度確認させてください。

○岡沢緑と公園課長　こちらにつきましては、議会のほうに計画等を報告した段階で、そういうところも検討できないかというような御要望がございましたので、それに対して検討して、今の形にしたというようなことでございます。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。

それでは、無事故で進めていただければと思います。

○星委員長　ほかにございますか。

○だて委員　先ほど視察させていただいて、本当にすばらしい公園をつくっていただきまして、一市民としても感謝申し上げたいと思います。

また、ボール遊びができる公園ということで、立派な施設をつくっていただいて、これから本当に様々、子どもから大人まで、あそこで楽しい声が聞こえてくるんだろうなということが、もう目に浮かぶなというふうに思ったところであります。

ボール遊びができる公園ということで、現地でも少しお話があったかと思うんですけども、やはりルールというのも、一定、当然、何でもかんでもがんじがらめにしちゃうのも、せっかくの施設なのでよくないですが、ただ一定ルールがないと、どうしてもトラブルにつながってしまうということもあろうかと思っています。

現状としては、現地には、そのルールの看板みたいなのはできてあったということでもありますけども、ルールについて簡単に、こういった形でボール遊びのコーナーが使えるのか、御紹介いただけますか。

○岡沢緑と公園課長　具体的に読み上げます。

以下のルールを守り、楽しく遊びましょうということで、まず利用時間につきましては午前8時から午後7時を守ってください。それから、出入口はきちんと閉めて遊びましょう。それと、長時間の使用をやめ、譲り合って遊びましょう。それから、ネットの中では周りの方に気をつけて遊びましょう。それと中学生以下の子ども、それから保護者がいる場合は優先的に利用させましょう。

やってはいけないことということで、野球の硬式ボールやバットを振ること、それからゴルフクラブやテニスラケットを使うこと、ネットや出入口に向かってボールを当てること、それから大きな声を出すこと、ネットや扉に登ったり壊したりすることをやめてくださいというような、そういったルールを現地に示させていただいております。

○だて委員　御紹介ありがとうございます。今、課長から、野球についてはバットと硬式のボールは駄目ということで書いてあるということでもあります。軟式はぎりぎりセーフという感じなのか分かりませんが、バットとかそういうのも、金属バットは駄目なのかもしれませんが、例えば、小さい子どもが使うカラーバットみたいなもの、プラスチックの軽いやつはどうなのかとか、いろいろ細かいことも、これから運用の中でいろいろお声があろうかと思いますが、とにかく大事なものは、けがなく、先ほどはぎの委員もおっしゃったように、無事故で施設が運用されていくことだと思いますので、地域の皆さんとも、しっかりまた意見交換していただきながら、特に家が数軒、目の前にございますので、特に時間的な問題というのは、そこは出入口をロックするわけではありませんで、別の公園でも時間でいろいろ御近

所の皆さんに御迷惑かけているところもありますので、そこら辺はきっちり守ってもらえるようにしていただくために、どういう工夫ができるのかというところを、ぜひこれからまた状況を見ながら考えていただきたいと思いますが、その辺、一言いただけますでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 新規オープンしてから、その状況につきましては、日々、その辺の管理も含めて、確認をしながら運営していきたいと考えてございます。

○だて委員 あと一点だけなんですけど、グループやチーム単位で使う、そんなにないかとは思いますが、例えば、地域の高齢者の皆さんとかが団体で使うとか、グラウンド・ゴルフをしていいのか分かりませんが、そういうので使いたいと御要望があった際には、どういった形で、ある種、一定程度占有して使ってもらえるような形になろうかと思いますが、そういうのは許されるという認識なんですか。

○岡沢緑と公園課長 どういったものをどのぐらいの時間でやるとかという内容を、まず吟味させていただきまして、それで許可するか否かというのを決めていきたいというふうに考えてございます。

○だて委員 分かりました。その辺は、自治会や町内会とか、いろんな団体からも、そういったお声がかかしたら御要望として出てくるかもしれませんので、そういったときにはちょっと話し合っていて、ほかの利用者ともうまく使ってもらえるような形で、できれば多くの方に使っていただくというのが本意だと思いますので、そういった形に向けて、ぜひ御検討をこれから進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○星委員長 ほかにございますか。

○岡沢緑と公園課長 正確に申します。

中学生以下の子ども、また、子どもとその保護者がいる場合は優先的に利用させましょうというようなことで表記をしております。

○だて委員 私の質疑の続きだと思うので。

今の保護者連れでということは、小さい子どもと一緒に来ているお父さん、お母さんなのかなと思うんですけど、一応確認で、御担当としてはどういう場面を想定して、そういう文言を入れられているのか伺います。

○岡沢緑と公園課長 これについては中学生以下を対象にしているということで、中学生以下の子ども、また子どもとその保護者がいる場合も対象という形で表記させていただいているということでございます。

○星委員長 ほかにございませんか。

○鳥居副委員長 星委員。

○星委員 先ほどの視察で、工事の様子をずっと見ていましたけども、入ってみたら非常にわくわくするそういう公園だなと感じました。

あと、今、公園はどこもボール遊びが駄目な中で、ここはボール遊びをしてもよいということで、そういった市民の皆さんの声を受け止めていただきまして、こうした公園ができたことを一市民としてもありがたく思っております。どうもありがとうございました。

それで、ちょっと伺いたいのが、公園ができ始めてからも、意見って来るんです。あそこはどうなっているの、こうなっているのかということで、私も心の中では、懇談会もあったんだし、メールでも受け付けたんだし、もっと早く言ってよと思いはしますけども、でも言われていることは、そのとおりだなと思うことで、それは御担当のほうにもお伝えしてきました。

ですから、今後の公園づくりに向けて、市も懇談会とかをつくって、市民の意見を聞いてきて、私は本

当にびっくりしたのは、懇談会に出されたこと、ほとんど盛り込んだ設計が出てきたので、非常にびっくりしていたんですけども。そういう意味で、いろんなところで公園に限らずではありますが、ここは公園の問題なので、本当に意見をお聞きする場、これからもたくさんつくっていただきながら、今後の公園づくりというものを、よりよくして進めていっていただきたいというふうに思っております。

それで質疑は、今日、公園の視察をいたしまして、木をちょっと低くして視認性を確保するという対策を取られたということをお聞きしましたが、道路のほうの木は、警察とも協議するとありましたが、あそこは要するに抜け道で、結構スピードを出す車が多く、その辺りは警察との協議等々を含めて、どういったことになっているのか、その辺の報告をお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長 警察と協議をさせていただきまして、特に危険だというような判断はされなかったのですが、北側から来るほうの道路に、公園ありというような文字を入れさせていただいておりますので、そちらから来る方に関しては、注意喚起を行っているというような状況でございます。

○星委員 それは道路に書いてあるのですか、それとも看板ですか。

○岡沢緑と公園課長 道路に書いている状況でございます。

○星委員 分かりました。警察はそういう判断だっただけで、地元にいる方と警察とのいろんな見方とかも違いはあると思います。今後、何かありましたら、要望として、またお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○星委員長 よろしいですか。質疑はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 では、これにて質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○星委員長 続きまして、調査事項に入ります。

調査 第三次国分寺市環境基本計画の策定についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○三田まちづくり計画課長 本日は、第三次国分寺市環境基本計画に基づく施策を推進するための具体的な取組を示す計画である第三次国分寺市環境基本計画実施計画（案）について御報告するものです。

資料１－２を御覧ください。

表紙にも記載しておりますが、現在、並行して第三次国分寺市環境基本計画に関するパブリック・コメント等でいただいた意見に対する市の見解と計画への反映について整理を行っているところでございまして、そちらについては、まだ決定しておりませんので、実施計画へはまだ反映されておられません。

実施計画は環境基本計画にひもづくものでございますので、最終的に意見が反映され、環境基本計画が変わった箇所については実施計画も追従して変わるものとなります。実施計画全体の構成、指標、進捗管

理の考え方等については大きく変わりませんので、現時点の案について御報告するものでございます。

1 ページ、電子データの 3 ページとなります。そちらを御覧ください。

基本的事項でございます。

実施計画の計画期間ですが、これまでは基となる環境基本計画の計画期間を前期、中期、後期に分けてございましたが、今回は基となる環境基本計画の計画期間自体が 6 年となるため、期を分けず、実施計画の計画期間も 6 年間といたしまして、見直しについては、必要に応じて随時行うものいたしました。

また、ページ下段にお示ししておりますが、計画に位置づける取組の進捗管理につきましては、従来と同じく、年 1 回、国分寺市環境推進管理委員会によって評価を行い、環境報告書によって市民に公表するものいたします。

電子データの 5 ページのほうを御覧ください。環境基本計画の施策体系となります。

こちらの体系に基づき取組を進め、戦略ごとに定めた成果指標、基本方針ごとに定めた進捗管理の指標に基づき、取組の実施状況を進捗管理していくものとなります。

電子データの 7 ページをお願いいたします。実施計画の内容となります。

上から戦略ごとの成果指標、基本方針ごとの進捗管理の指標及びひもづく施策と取組については環境基本計画と同様の内容になっております。

実施計画で詳しく記載している箇所は、各年度の目標と、その下、施策にひもづく取組の内容、担当課、前計画からの継続、新規の別となります。

各年度の目標につきましては、毎年度、進捗管理をする都合上、2030 年度目標に向かって、原則、毎年同じペースで実績を積み上げていくという考え方で各年度の目標を示してございます。

個々の取組の内容につきましては、環境基本計画を受けたものとなりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

また、実施計画の構成につきましては前計画とかなり変わってございます。これにつきましては、前計画の実施計画においては、取組全てに年度別の目標値を設定している一方で、アウトカム指標、成果指標がない。したがって、手段が目的化しており、全体のゴール、どんな効果、変化を得たいかが分からない。また、取組にまで落とし込んでいくと、毎年度の目標値が毎年同じ内容、同じ回数となるものがほとんどであり、継続していくことが重要な取組も多いのに、そのような管理の方法が適切かといった議論が環境審議会のほうでございまして、それらを受け、庁内及び環境審議会で議論を重ねまして、国分寺市総合ビジョンなどを参考に、きちんとアウトカム指標、成果指標を設定いたしまして、それを達成するための施策の進捗管理については、基本方針ごとに指標となり得るものを精査して設定し、各取組については、現時点で示せる具体的内容を示しまして、次年度からの進捗管理、環境報告書の中で、実績と課題、改善点を毎年チェックしていく。そのような方法で P D C A サイクルを回し、指標値の変化を見ながら、管理の方法もアップデートしていくという考え方で見直したものでございます。

説明は以上となります。

○星委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員 御説明、それから資料作成など、ありがとうございました。こちらもたくさんの仕事量といえますか、膨大なものになりますので、大変御苦労があったと思います。

何点かお伺いしたいと思います。

まず、これまでも要望などがたくさんあって、市としても十分承知されているということなど、そのこ

とについても私も理解はしているところではありますが、これまでも東京都の野川の整備事業について言及してきました。今回、こちらの実施計画では、幾つかの箇所に分かれて研究がなされていて、電子データの9ページのところにも、グリーンインフラの視点で野川の整備が書かれてありました。こちらは重要な視点だと思っていますので、盛り込んでいただきありがとうございます。

それから、紙資料の18ページにも野川流域連絡会というのが書かれてありましたので、グリーンインフラの視点というところでも、この連絡会で発信して、要望していただきたいなというふうに改めて思っています。

そして、この9ページの一番下のところにあります、野川源流スクール等により機運醸成を図りますというふうに書かれてありますけれども、機運醸成を図るというのは、この間、市民の方たちの中で大分高まってきているというふうには感じていますが、市として、難しいんですけれども、どの程度までのことを目指しているというところがあるのかなのかであったり、どのような考えなのかというところを教えてくださいましたらと思います。

○岡沢緑と公園課長　野川源流スクールにおいて機運醸成を図っていきますということで、こちらにつきましては、まだ市民の方でも野川自体をよく知らない方がまだまだいらっしゃるというのが我々どもの認識でございます。ですので、こちらにつきましては継続して、さらに多くの市民の方に野川を知っていただくということを心がけて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○松岡委員　まだ知らない方もいらっしゃるというところですね。その点は私も一定理解はしていますので、もっと裾野を広げるといいますか、知っている方の中でも、すごくいろんなレベルで、野川に対しての熱量があると思うんですけれども、知らない方に対しても、もちろんプッシュしていただきたいと思っていますところ。

この整備事業については都の事業ということで、都との調整の中で、どれぐらいの機運が醸成されたら、次に進むのかというところは、市ではなかなか難しいところはもちろんあると思うんですけれども、どれぐらいのところまで行けば、市が目指しているところなのかなというところを少し確認したかったというところ。

でも、今の御答弁では、まだ知らない方にもっともっと広げていきたいと。もちろん市民は増えているわけですし、新しい方は知らない方も多いかもしれないので、そういったところにもぜひアピールしていただきたいなと思っているんですけれども、その辺りについて、いかがでしょうか。

○岡沢緑と公園課長　委員がおっしゃるとおり東京都の事業ですので、どこまで達成されたら進むかということに関しては、ちょっと分からないところではあるんですけども、東京都からも機運醸成についても求めがありますので、そちらにに応じていくべく、市としてできることを確実にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○松岡委員　分かりました。引き続きよろしく願いいたします。

もう一点、お聞きしたいんですけれども、電子データの17ページです。紙資料で15ページのところです。

生物多様性の理解と浸透というところに、「身近に取り組むことができる生物多様性に配慮した消費行動（F S C 認証マークに商品購入など）などに関する啓発活動を行います。」というふうにありますけれども、ここについて少し説明していただけたらと思うんですが、お願いします。

○三田まちづくり計画課長　こちらにつきましては、身近なところでできる取組というところで、いわゆるグリーン購入ですとか、そういった、同じ物品であっても環境に配慮した物品のほうが、生物多様性な

り自然なりに与えるインパクトが弱いというところを普及啓発して、例えば、緑を増やすとかということができなくても、そういったところで効果がある活動が役に立っていくというところを普及啓発していくというところがございます。

○松岡委員　御説明ありがとうございました。身近なところというのは、本当に私もそのとおりだと思っています。

この戦略ゼロのところですね。戦略ゼロの目標に掲げてあるように、多くの市民が学びや体験の場に参加し、自ら行動することによって、環境活動の輪が広がっているという、そういった目標の考え方にも、多分、すごく通じると思うんですけども、生物多様性は全然人ごとではもちろんなく、一人一人の人間もそうですし、その選択で、在り方というところが大きく関わっているというふうに私はすごく認識しています。

国分寺市では、環境について関心の高い方が多いというふうに本当に認識はしているところではあるんですけども、消費行動に関しては、やはり毎日のことでありますし、今後もうずっと続いていくというところもありますので、それに対する啓発活動というのは、とてもよい視点だというふうに思いました。

さらに量り売りのお店などをあっせんしていったりとか、農家と直接取引してプラスチックフリーなんかができるようなやり取りというのも実際にはあったりしますので、そういったことを示していくであったり、もっと関心の低い方や無関心の方も高めていけるような、もう一歩先の市民、私たちみんなが身近に感じるような行動、消費行動というところも市が牽引して行ってほしいなというふうには思っているところです。こちらについては、要望させていただきます。

最初に、パブリック・コメントや環境ひろばから寄せられた意見についてはまだ反映されていないということでしたが、こちらに関しては、いつ反映されていくのか。また、その反映状況は、どのように、いつ公開されていくのかだけ教えていただけたらと思います。

○三田まちづくり計画課長　こちらにつきましては、環境審議会の御議論を踏まえまして、年度内に庁内で、市としての決定を行いまして、その後、その見解と反映された計画、こちらのほうは年度明けを別途に公表していきたいと考えてございます。

○鈴木委員　御説明ありがとうございました。

私からも、この環境基本計画の案で、今回、パブリック・コメントや環境ひろばからの意見がまだ反映されていないということなので、いつ頃になるのかなというのは気になっておりました。

反映したものについては、また委員会などで御報告があるのか、もう年度明けには公表ということなので、それで終わりということなのか、いかがでしょうか。

○三田まちづくり計画課長　決定後、委員会のほうで御報告したいというふうに考えてございましたが、タイミングによっては、早いほうがよいようでしたら、ポスティングをするということも併せて考えてございます。

○鈴木委員　分かりました。

市民の意見、パブリック・コメントや環境ひろばでの御意見などが、環境基本計画は最上位の計画でありますので、どのぐらい計画の中に反映されたかというのは議員としても完成前にチェックしたいところだったなというふうには思いました。

まとめができましたら、なるべく早めに、どの辺の反映がなされたのかというところはいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、中身について、少し質疑させていただきたいと思います。

電子データの5ページになりますが、戦略1のところ です。

ゼロカーボンシティの実現について、今回、成果指標と進捗管理の指標なども挙げていただきました。現状値の値が、これは以前も何度か質疑したこともあるんですが、今のところ2021年度の統計データになっています。市内の温室効果ガス排出量の削減割合は2021年度のデータ、そして市内のエネルギー消費量の削減割合の現状値は、2020年度のデータということです。6ページになりますと、市内の再生可能エネルギーの導入量も現状値が2021年度のものとなっています。これが、この計画の策定までに、注釈では、統計データ把握の都合上、2年前の値を用いて進捗管理するものとするとのことで、この計画が策定されるまでに、最新の2022年度のもので出るのかなと思っていたんですが、その辺も間に合うかどうか、教えていただければと思います。

○三田まちづくり計画課長 2022年度については、現時点で、まだというところがございますので、また最新の動向も確認いたしますが、ちょっと難しいかもしれないというような状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。理想は策定までに最新のデータが載るのがいいのかなというふうに思っておりますので、確認していただけるということでしたので、よろしくお願いいたします。

それと、6ページの再生可能エネルギーの導入量についてなんですけれども、基本的には2030年度目標が導入量1万6,042キロワットということですが、こちらの目標というのは、温室効果ガス排出量、2030年までに50%削減、さらなる野心的な目標としては60%ということなので、この50%に照らした目標なのかなと思うんですけれども、その辺りをちょっと確認させていただきたいと思います。

○三田まちづくり計画課長 こちらにつきましては、目標値はあくまでボーダーでございますので、50%以上というところで設定してございまして、排出量50%削減で、こちらの再エネ導入量、こちらの目標値につきましては、昨年度策定しましたゼロカーボン行動計画の中で、脱炭素シナリオというところを用いておりますので、その中で再エネ導入量というところで算出しているところでございます。

○星委員長 では、質疑の途中でございますが、お昼になりましたので、午後1時30分まで休憩といたします。

午後0時01分休憩

午後1時31分再開

○星委員長 委員会を再開いたします。

ここで、市長より、公務のため午後2時から終了まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

それでは、調査事項の続きということで、どうぞ。

○鈴木委員 それでは、2030年度の目標の市内の再生可能エネルギーの導入量の考え方及び目標値の考え方について御答弁いただきました。その中で、それでは各年度の目標値の数値も詳しく出ているんですけれども、毎年少しずつ増えていっているようなんですが、こういった考え方に基づいて上がっていったのか、教えていただきたいと思います。

○三田まちづくり計画課長 こちらにつきましては、冒頭でも御説明させていただきましたが、毎年同じペースで積み上げていくという考え方で目標値を設定してございます。

○鈴木委員 この4月から公共施設の再エネの導入量が増えていくと思うので、それを加味した小・中学

校と、あと社会教育施設が何施設かあったと思うんですけど、それを加味した導入量ということと、あとは、この5年間の間にまた少し増えていくというような考えなのか、その辺はいかがでしょうか。毎年積み上げというのは分かるんですけども、この数値自体は公共施設の再エネの導入の契約が増えていくということなのか、その辺はいかがでしょうか。

○三田まちづくり計画課長 公共施設の導入量につきましては、市役所版のものでございまして、もちろん公共施設のほうも、率先してそういったことを取り組んでいくということで含んで考えてはおりますが、市域全体となりますと、その割合というのは、そこまで大きくないというところでもございますので、特段の何か急に増えるといったような予測というのも立てづらいものですから、トレンドで目標値を設定しているというところでございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。そうですね。市内の再生可能エネルギー導入量ということで、公共施設のみではないということでした。

ちょっと続けてなんですが、同じページのところで、基本的にゼロカーボン行動計画のものと同じなんですが、せっかくなので広域連携による再エネの利用促進に向けた検討について、この機会にお聞きできればいいなと思って、質疑したいと思います。

これは広域連携ということなので、姉妹都市や友好都市との地域間融通だと思うんですが、佐渡市や飯山市、鳩山町などでの再エネについてです。

再エネの地域間融通というものがなかなか聞き慣れないものでもあるので、まず簡単に説明していただければと思います。

○三田まちづくり計画課長 こちらにつきましては、例えば、姉妹都市ですとか友好都市、離れたところの中で、水力ですとか、太陽光ですとか、そういったところで発電した電力を相対取引で融通して、こちらで使うというようなところをイメージしているところでございますが、なかなかそういったところを持つ自治体というところも限られてございますので、長い目で取り組んでいく取組かなというところで想定してございます。

○鈴木委員 分かりました。この地域間融通に向けた利用促進に向けた検討を進めていくという計画なので、そうかなというふうに思っておりました。

昨今、再生可能エネルギーといっても、大規模なメガソーラーによるものですとか、もともとの自然を壊して再生可能エネルギーをつくるという、電力をつくるというやり方が問題視されている中で、実際の再エネ調達においても、ただ再エネを調達するというだけではなくて、どんな再エネを調達するかというところは非常に重要な視点だなと思っています。

そんな中で、今回、こういったことを考えていただきまして、例えば、佐渡市においてはゼロカーボンアイランドを目指す自治体として、とても有名なんですけれども、そもそも佐渡市内の再エネを、まず地産地消を進めていくということが前提になるのかなとは思っております。

それで、国分寺市としても、姉妹都市の再生可能エネルギーの地産地消という部分では、ぜひ参考にできるところはしていただきたいなと思っておりますけれども、地域間融通の課題を、この後、お聞きしようと思っていたんですが、まだ検討段階にあるということなので、今後も姉妹都市と友好都市などとも連携していただいて、産地の分かる再エネの調達について、ぜひ研究を進めていただけるように期待したいと思っていますので、この点について一言いただいて終わりたいと思います。

○三田まちづくり計画課長 産地の見える再エネ、こちらにつきましては、かなり限定されているという

ところで、今、市場にほぼ出回らないというような状況がございます。そういったところで、それだけにこだわるのではなくて、カーボンオフセットというところで、友好都市ですとか、姉妹都市のそういった環境配慮の取組を支援していく、吸収減対策というところを支援していくというところで、まずはできるところからやっていくというふうに考えてございます。

○星委員長　ほかに質疑ある方お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長　あと、何人かの委員の方から、この第三次環境基本計画の議会への返し方ということで御質疑がありましたので、その辺につきまして、また正副委員長と御担当の皆さんと打合せをさせていただき、相談して、方向性を決めていきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、これにて終了いたします。

それでは、調査、第三次国分寺市環境基本計画の策定については引き続き調査することとし、継続したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○星委員長　御異議なしと認め、継続と決しました。



○星委員長　続きまして、報告事項を受けます。

報告事項 1 番　**西国分寺駅北口駅前エリアの検討状況**についての報告をお願いいたします。

○細江駅周辺整備課長　西国分寺駅北口駅前エリアの検討状況についてでございます。

昨年 8 月に、今年度の取組につきまして、本委員会にて説明いたしましたが、本日はその進捗についてということで、資料にもお示ししているとおり、令和 6 年度の主な取組概要ということで報告させていただきます。

それでは、資料 No. 1 を御覧いただきたいと思います。

（1）道路等の都市基盤に関する調査・検討でございます。

こちら、現地盤高の測量調査を実施しまして、現在想定しているアクセス道路の線形や道路築造による影響範囲の把握について精査したというところでございます。また、駅前エリア全体の骨格となりますアクセス道路の線形や検討、それからアクセス道路とともに街区を形成します区画道路の検討を進めてきたというところでございます。

これらの都市基盤の検討により見いだされた街区における土地利用についても検討を進めまして、資料のイメージ図で示しているようなとおりの全体的な土地利用計画のたたき台を作成しているという状況でございます。

これらの土地利用計画を土台といたしまして、関係機関との協議や地権者との話し合いにより、さらなる具体化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、2 ページを御覧いただきたいと思います。

（2）関係権利者等の意向把握及び地権者の組織化に向けた取組でございます。

①勉強会の実施でございますけども、こちらは令和 7 年 1 月 17 日と 18 日に 3 回開催いたしまして、資料にお示しのとおり、合計 26 名の地権者の方が参加されたというところでございます。

下段に意見概要ということで、表にまとめております。

主なものでございますが、いつ実施されるのか、地権者の方々の生活再建、今、建て替えるべきかどうか

かといった点の御意見、それから防災上の視点から、早期に整備を求めるといった意見をいただいたところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。②意見交換会の実施（予定）というところでございます。

昨年度までも実施してまいりました意見交換会ですけれども、今年度も同様に開催を予定しているところでございます。

予定といたしましては、令和7年3月19日水曜日と22日土曜日に、いずみホールBホールで開催するという予定でございます。水曜日は平日ですので夜に行うと、それから土曜日は午前中に行う予定としております。今年度の検討内容や、それから今後の進め方などを報告する予定としてございます。

続きまして（3）概略事業スキーム検討ということですが、先ほど御説明しました土地利用計画のイメージを実現するために、現状想定される市街地整備の事業手法は土地区画整理事業、それから市街地再開発事業、これらの事業を一体的に施行するといった事業が現在想定されるという状況でございます。

今後につきまして、地権者の方々と話し合いを進めながら、②事業の一般的な流れのとおりを検討を進めていくことを考えているという状況でございます。こちらはあくまで一般的な流れであります。まずは都市計画決定を目指していくといったことで今後各事業の工事完了までの流れを示しているというイメージでございます。

なお、右側上段の市街地再開発事業につきましては、こちらは国土交通省が示す一般的な事業期間というところで、さらにその下の土地区画整理事業につきましては、当該地区とおおよそ同規模の事業の平均的な事業期間を示しているというものでございます。今後も引き続きまして地権者や関係機関との協議を進めながらさらなる具体化を図りまして、この将来像に最適な事業手法を見いだしてまいりたいと考えているところでございます。

簡単ですが説明は以上でございます。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手でお願いします。

○だて委員 説明ありがとうございました。3ページの最後の図表のところですが、あくまで御説明にあつたとおり一般的な目安ということでありますが、一応資料にこういった形で分かりやすく記載しているということなので簡単に聞きたいと思います。現状、当市の西国分寺駅北口の状況としては、この図表で見るところのどの部分に今、位置しているのか、教えてもらえますか。

○細江駅周辺整備課長 こちらの左側の都市計画決定までの一般的な流れの中の左から2番目の矢印といえますか、駅前エリアの将来イメージの検討といったところが現在の状況と認識しております。

○だて委員 分かりました。私もそこかなと、資料を見る限りそう思っていました。繰り返しますが、あくまで一般的な目安ということでありますけれども、この資料に示されている期間を見ていくと、最終的にスキームが区画整理になるのか再開発になるのかというのもあるかとは思いますが、単純に足し算していくと早くても15年から20年ぐらいは一つの期間としてこの事業が、最終的に西国分寺駅北口が出来上がるまでにかかってしまうと、いろいろ前後は当然あると思うんですが、一応我々もいろいろ長期的なことも考えたりとか、もちろん地権者の皆さんもいろいろ考えていく中で、目安としてそれぐらいは最低でもかかっていくという認識でよろしいのか、そこだけ確認したいんですが。

○細江駅周辺整備課長 この事業期間についてはあくまで目安ということでございますが、その他の事例等を鑑みると、おおむねこの程度はかかるであろうということを我々としても認識しているところでござ

います。

○星委員長　それではほかに。よろしいですか。

○はぎの委員　御説明ありがとうございました。私もだて委員の今の質問に関連しているかもしれませんが、最後の３ページの事業スキーム検討の部分で、最後の一体的施行ということで区画整理と再開発がミックスされた手法を用いたときに、国土交通省が示すような一般的な流れが早まるケースというのもあったりするのでしょうか、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○細江駅周辺整備課長　基本的には、早まるというよりは、区画を整理して、その過程で生まれた街区で再開発事業を行うというスキームになろうかと考えております。ただ同時並行的に事業を進めることは可能だと思っておりますので、現段階では、恐らく区画整理が完了するのと同時にほぼ全ての事業が完了するのかなという想定を持っているという状況でございます。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。どうしても工事着工から完了までのところが区画整理と再開発では倍近い年数がかかるんだなということで、確認させていただいた上での質問でありました。

あと、２ページの意見概要の主な意見の中で「駅前から段階的に進めていくべきである」という意見もありましたけれども、これは計画決定がなされた上で実際にそういったことがあり得るのかといいますか、可能なのかということも確認させていただきたいと思います。

○細江駅周辺整備課長　今の段階で明確に申し上げるのは難しいですが、今の土地利用のイメージが結果的にどのような形になるかによって、段階的に行えるのか、それとも当然基盤を、道路を造らないと土地利用というものが難しいという状況ですので、そこは今後の土地利用のイメージが明確になってくれば、段階的に行うものなのかどうかというのが見えてくるだろうと考えております。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。先ほど課長の御説明の冒頭にありましたとおり今回はたたき台という形で、あくまでも検討の土台ということでお示しいただいたものもでございますので、まずはこの３月１９日、２２日の意見交換会の実施を無事に進めていただけるように、引き続きよろしく願いいたします。

○星委員長　それではほかに。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長　ないようですので、報告事項１番を終了いたします。



○星委員長　続きまして、報告事項２番　**緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業**についての報告をお願いいたします。

○小泉建築指導課長　それでは、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業につきまして、御説明いたします。

資料№２を御覧ください。１、経緯と方向性についてです。これまで市では、東京都が特に重要な路線として指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物で地震時に倒壊した場合に輸送を妨げる建築物として一定条件で抽出されたものを対象に、耐震改修の費用の助成を行ってまいりました。このたびその成果が一定のところまで来たこと及び昨今の震災を受け輸送路の重要性が高まっていることから、その他の都道である一般緊急輸送道路の沿道建築物まで助成対象を拡大し、さらなる災害に強いまちづくりを推進いたします。

2、制度拡充の概要です。①対象路線の概要、ここからは略しまして特定緊急、一般緊急と呼ばせていただきます。資料の中ほどの地図の赤い線が特定緊急、青い線が一般緊急です。特定緊急の対象は20棟あり、そのうち15棟が耐震化済みとなっております。一般緊急の対象は、今年1月末現在77棟ございます。ほとんどが耐震診断を行っていないため、耐震性の有無は不明の状況です。なお、②対象建築物の要件は、資料の一番下の図を御覧ください。

2ページに行きまして、③助成制度の概要です。特定緊急は全て耐震診断を実施しており、助成制度は終了しておりますが、一般緊急は耐震診断から始めることとなります。所有者への助成率は、路線の重要性から、一般緊急は特定緊急に比べ低くなっております。なお、助成限度額は特定緊急も一般緊急も同額となっております。

最後に3、スケジュールです。助成制度を拡大するに当たり、上位計画である国分寺市耐震改修促進計画に一般緊急について記載する必要がある、昨年11月の庁内検討委員会にて改正案を検討、了承いただいております。3月の令和7年度予算成立と合わせ耐震改修促進計画を改定し、4月より助成規則施行、拡充対象への通知、助成開始となる予定です。

説明は以上となります。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。2点ございまして、1点目は、特定緊急輸送道路で現在20分の15ということで、もう残りは5棟というところまで進めていただいているということでございますが、残りの5棟というのは今現在どういう状況になっているのか、例えば工事が進む予定があるのかとか、まだ全く進んでないとか、その辺でもし教えていただければ確認させてください。

○小泉建築指導課長 特定緊急輸送道路の沿道の建築物につきましては、令和2年度に除却が1件あったのが最後でして、そこから動きがない状況です。令和4年度は担当を替えて、改めて対象の5件について啓発を行ったりしておりますけれども、資金面でなかなか難しいとか、居住者がいらっしゃるであるとか、個々の事情によってなかなか意向は得られていないという状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。様々御事情があるということでございます。ちなみに、令和4年のときに担当を替えていろいろやり取りしていただいているということですが、全く連絡がつかないというところはあったりするのでしょうか。

○小泉建築指導課長 連絡は5件とも取れているような状況でございます。

○はぎの委員 承知いたしました。ありがとうございます。では、引き続きその点はよろしく願いいたします。

もう一点は、今回、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度ということで、対象が77棟ということでありまして、4月からいよいよ対象への周知ということでありまして、この周知方法というのはどのようなものを想定されていますでしょうか、確認させてください。

○小泉建築指導課長 この助成制度の拡充が確定しましたら、来年度に所有者の方に郵送にてお知らせと、あとアンケートを行っていきたくて考えております。

○はぎの委員 まずは郵送してアンケートということで、確認させていただきました。今回の取組は本当に大変重要なところであると思います。建築物の倒壊によって閉塞が起こることによる影響というのはかなり大きいものになるだろうなということで想像がつきますので、漏れなく77棟の全員に通知がなされるのが好ましいところでありまして、なかなかすぐには難しい部分もあると思います。ぜひ郵送後の

対応も含めまして行き届くように進めていただけることをお願いいたしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

○だて委員　まず、特定緊急と一般緊急と先ほど御説明いただいたんですけど、災害時における両者の扱いの違いみたいなものが分かれば説明いただきたいのですが。

○小泉建築指導課長　こちらは東京都のほうでこの位置づけを決めておりますので、その事情というんですか、条件というところは、すみません、今、把握していない状況でございます。

○だて委員　分かりました。今後、把握しておいていただければと思います。

それを踏まえてになるかと思うんですけど、特定緊急のほうは20分の15ということで終わっていると。今回、一般緊急のほうは77棟ということでかなり数が多いわけなのですが、まず特定緊急のほうの15棟は今日に至るまでに結構長い時間をかけていろいろ対応いただいているかと思うんですが、15棟を耐震化済みにするまでに期間的にどのくらいかかったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○小泉建築指導課長　こちらの特定緊急輸送道路沿道建築物への助成は平成24年4月に制度が開始しておりますので、そこから動きがあった令和2年までかかっているということでございます。

○だて委員　ありがとうございます。8年、10年弱ぐらいかかってということなんだと思います。それで15棟が耐震化まで行ったということでもあります。ただ環境はいろいろ、五日市街道とか府中街道沿いの対象建築物と、また一般緊急輸送道路の今回の対象建築物の状況は違うかとは思いますが、77棟という非常に数的に多い状況になっております。15件に対応するのに8年ぐらいかかっているということではあるんですが、御担当の見込みがどの程度取れるか分かりませんが、この77棟は、もちろん震災がいつ来るか分かりませんので、できるだけ早く対応していかなきゃいけない部分もあるかとは思いますが、どれくらいのスパンでこの事業というものを考えておられるのか、伺いたいと思います。

○小泉建築指導課長　数字的には、今、申し上げるようなところはございません。長期にかかるものだと思っております。あと、市の予算を使っていくというところがございますので、そちらの財政状況のほうも鑑みていくのかなというところがございます。なので、助成制度の第一歩として来年度行いますので、そこで所有者の方に意識を持っていただくといったところがまずは大事かと考えてございます。

○だて委員　分かりました。確かにおっしゃるとおりで市の財源の部分も当然ありますので、優先順位はなかなかつけづらい部分もあるかとは思いますが、先ほど申したように災害時のしっかりとライフライン等も含めた確保ということでは重要な取組だと思っておりますので、鋭意進めていただければと思います。

ちなみに、対象になっている77棟の中で、大きな通り沿いなので集合住宅も結構あるんじゃないかと思うんですが、対象として集合住宅はどれぐらいあるのか、現状で把握されてますか。

○小泉建築指導課長　用途につきましては、今、集計は取っていないような状況でございます。

○だて委員　分かりました。先ほど費用の部分で特定緊急より一般緊急のほうが費用的に少ない金額ということがあったりとか、特定緊急のほうも費用面が課題でなかなか進まないようなところが幾つか残っているということでありました。当然集合住宅がもしそういった対象で残っていれば、もちろん費用的には大変大きな金額がかかる部分もあるかと思いますが、その辺にどういった形で対応できるのかどうかというところもあるかと思うので、そこは先ほどはぎの委員がおっしゃったように勧奨の部分が非常にこれから重要になっていくと思いますので意向調査と、それから担当のほうでしっかり、まずはお願いベースになっていくとは思いますが御努力いただきたいと思いますので、その辺はぜひよろしくお願い申

し上げます。一言いただいて終わります。

○小泉建築指導課長 貴重な御意見ありがとうございます。こちらの事業につきましては、国分寺市のみならず近隣の自治体、それから東京都全体にも影響がある部分でございます。来年度が第一歩になりますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

○尾沢委員 御説明ありがとうございました。今、課長が最後に答弁いただいたところで、近隣市の状況を分かる範囲で結構なので、特定緊急それから一般緊急がどういう状況にあるか教えてください。

○小泉建築指導課長 助成制度を持っている自治体しかデータがないんですけれども、例えば府中市は棟数38棟、調布市は26棟、武蔵野市は130棟、立川市は28棟、八王子市は44棟、これはいずれも一般緊急輸送道路の棟数になります。

○尾沢委員 隣接市というところで確認すると、助成制度というのが、まず特定緊急輸送道路についての整備状況というのはどうなっているかを教えてください。

○小泉建築指導課長 隣接市ですから立川市、国立市といったところかと思います。府中市の情報は先ほど申し上げました。立川市も一応あります。ただ、特定緊急輸送道路の棟数につきましては、手元にデータがございませんのでお時間をいただければと思います。

○尾沢委員 今、答弁いただかなくて結構なので、道路というのはつながっているということで、先ほど課長が答弁したように周辺自治体との状況の中で国分寺市が今どういう立ち位置にあるかというのを簡単に言うと把握しておきたいということで答弁を求めたわけなんです。助成制度がある自治体、ない自治体、それからこれまでの整備状況、そして今後の整備状況というところで今把握しているところを教えてくださいと思うんです。今、つぶさに全て教えていただかなくても結構なので、委員長にお取り計らいは任せますがポスティングなり、もしくはまた次回の報告があるときにでもいいので、そういった折りを見て、また教えていただければと思います。

○星委員長 その辺は正副委員長で相談して対応したいと思います。

○鳥居委員 地震発生時における沿道の建築物の倒壊に対しては、市民の方々の関心も高い、本当に重要な課題だと思っております。今回、特定緊急輸送道路から一般緊急輸送道路まで助成を拡大するということは非常に心強いと思っております。

あと、一般緊急輸送道路で要件に引っかかる建物は77棟ということなんですけれども、ここから周知して、実際に診断していったり絞り込むという形でよいでしょうか。

○小泉建築指導課長 委員のおっしゃるとおりになります。手順としては、まず、耐震診断をなるべく受けていただくということになります。

○鳥居委員 市のほうでは、耐震診断をしないと何棟ぐらいになるかというめども今はついていない状態でしょうか。

○小泉建築指導課長 建築物それぞれで規模、用途それから構造も違いますので、一棟一棟を調べていかないと耐震性の有無というのは見当がつかない状況でございます。なので、耐震診断をやっていただくということが必要になります。

○鳥居委員 ありがとうございます。国のほうも緊急輸送道路というような概念で対策をしているかと思うんですけれども、今回は東京都が特に重要な路線として指定したということで、東京都の対策とリンクしているということでしょうか。

○小泉建築指導課長 国のほうという国道かと思うのですが、国道は市内にはないので、東京都の都道

からということになります。

○鳥居委員 都道からということで承知いたしました。これは義務なのか、義務じゃないのかというところはどうか。

○小泉建築指導課長 特定緊急のほうの耐震診断は義務化ということで、こちらはもう終わっていると申し上げましたが、都内のほうも大分進んでいるといったところです。一般緊急のほうはまだお願いベースというか、所有者の方の意向に任せたところはございます。

○鳥居委員 一般緊急輸送道路のほうはお願いベースで、周知をこれからしていくということです。詳細をありがとうございます。重要な課題でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○星委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 ないようですので、報告事項2番を終了といたします。



○星委員長 続きまして、報告事項3番 **ぶんバス本多ルートの運行開始についての報告**をお願いいたします。

○古谷交通対策課長 それでは、ぶんバス本多ルートの運行開始について、御報告させていただきます。

資料No.3を御覧ください。まず、進捗状況から御報告させていただきます。2つ目の黒丸、スケジュールと併せてお聞きください。本多ルートは、令和7年3月31日をもって京王バス株式会社による運行が終了します。4月1日からはトーショー交通株式会社が運行を行うこととなっております。現在におきましては、トーショー交通における運行開始に向けた事務手続が順調に進んでいる状況となっております。

また、車両につきましては、3月18日にぶんバス車両の引継ぎが行われる予定となっており、その後は車両の料金箱などをトーショー交通の仕様に変更する改造を行い、3月25日をもって完了する見込みとなっております。3月25日以降につきましては、いつでもぶんバスとして走行できる状況になるという報告を受けております。

次に、その他となります。今回、トーショー交通株式会社が運行するに当たりまして、マルチ決済が運賃の支払い方法として使用可能になるということになっております。こちらは新しいサービスとなっております。トーショー交通が導入を提案したものとなっております。このマルチ決済によりましてクレジットカードのタッチ決済、また何々ペイと言われるバーコード決済が御利用いただけることとなりますが、今使用できている交通系ICにつきましては、このメーカーが現在開発段階にあるということになっておりまして、開発期間中については一時期御利用いただけなくなる状況となっております。この開発期間につきましては、ヒアリングをしたところ長くて1年かかるというお話を聞いているところでありますが、短縮させる努力を今、鋭意していただいているところとなっておりますので、開発完了後は速やかに本多ルートにも導入してまいりたいと考えております。

あわせて、本日の資料には記載していないんですけれども、現在京王バス株式会社が運行している本多ルート以外の3ルート、日吉町、東元町、万葉・けやきルートにつきまして引継ぎ業者の選定を行いましたので、口頭となりますがその状況をお知らせしたいと考えております。

3ルート全てにおきまして1者からの応募がございまして、2月17日に選定委員会を実施し、その中で選定されました。選定結果につきましては、明日になりますが国分寺市地域公共交通会議を開催いたしますので、その中で協議を調べていただき、その後、市長決定をしていきたいと考えております。なお、市

長決定をいただいた後につきましては、適切な方法で皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

簡単ですが説明は以上となります。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手でお願いいたします。

○だて委員 引継ぎのことです。まず、京王バスからトーショー交通に車両を引き継ぐということなんですけども、台数は何台引き継ぐんでしょうか。

○古谷交通対策課長 ぶんバスの本車両が1台と予備車両1台、計2台となります。

○だて委員 ありがとうございます。2台を引き継いで、その車両改造工事を3月18日から25日の間でやっていただくという形になるということでもあります。そうすると、3月18日から25日の運行というのは京王バスが当然まだ引き続き担うわけなんですけれども、この辺りの運行状況は2台あるから順番に使うのか、その辺はどういう形で運行するのでしょうか。

○古谷交通対策課長 こちらにつきましては京王バスの御協力をいただきまして、京王バスが持っている予備車両等を活用して、継続してぶんバスの運行ができるように調整させていただいております。

○だて委員 なるほど、引き継ぐ2台とは別の車両を使って京王バスの御協力で運行すると。2台は改造工事をしながら、別の車両で通常の運行を3月31日まではしっかりやっていただくということですよね。うなずいていらっしゃるの、分かりました。じゃあ、特段この期間も問題ないということで理解させていただきました。

その他のところの交通系ICについては本家本元的なSuicaが、もともと使えていたのが使えなくなるということでもあります。この利用としては、ほかの路線も含めてですけれども、今は運賃が200円になりましたけどこれまで100円というところで、現金じゃなくてこっちの交通系ICを使っていた方が結構割合としてはいらっしやったのか、その辺は現状、これまではどうだったのでしょうか。

○古谷交通対策課長 交通系ICを御利用されている方のパーセンテージについては正確な資料をすぐ出すできないんですが、交通系ICを利用される方のほうが多いという報告は受けております。

○だて委員 なるほど。今はそういう現金を持たずにという方も多いかと思いますので、利便性の上ではそういう形が多くなるというのは妥当なところだろうなと思います。今回、最長1年ぐらいは本多ルートについてはそういう形になるということであるんですが、この周知をしっかりとしないと、何とかペイをやっている方とか、クレジットカードのタッチ決済というのは多分あまり浸透していない部分もあるかと思うので、結構現場で困っちゃうときが出てくるのかなというように思うんですが、その辺はどういう形で周知、対策していかれるでしょうか。

○古谷交通対策課長 市報やホームページなど市が使えるメディアは全て使わせていただいて周知するとともに、本多ルートにつきましては各バス停に大きくそういった周知をさせていただいて、乗るときに目に留まるような形で交通系ICが一時期使えなくなりますということを周知させていただきたいと考えております。

○だて委員 分かりました。今は使える段階でしょうけど、その辺りにも何か紙を貼るとか分かりやすいものでできる限りしっかり周知していただくことで、利用者の方たちが急な変更ということにならないように御対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鳥居副委員長 星委員。

○星委員 地域公共交通会議なんですけども、本多ルートについては京王バスが撤退して、本多ルートの

新たな事業者を決めていかなければならないという報告は地域公共交通会議の中でもありましたけども、今、ホームページに掲載されているのは令和6年7月3日に行われた第1回だけが資料と次第と議事録が載っていて、昨日の段階ではそうだったんです。第2回以降はいつ載せる予定なのか、その辺りを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古谷交通対策課長 地域公共交通会議の会議録のことでよろしいですか。こちらは先日ホームページの公開の決裁をした記憶がありますので、間もなく公開されると考えております。少し確認させてください。

○星委員 近日中と、間もなくと近日中とかいろいろ、要するに7月3日の議事録は8月16日に載ったので、1か月と少しで掲載されていたのでそれ以降はどうなったのかなと思うんですが、間もなく2回目掲載ということで、分かりました。そのことの市民の皆さんへのいろいろな議論の紹介という意味で申し上げましたので、承知しました。分かりました。

○尾沢委員 すみません、委員長が発言した後に。

今後、ほかのルートにおいての決済と違う状況が発生し得るということですか。今、ホームページを見ると4月1日から決済方法が本多ルートにおいては変わりますよと、もう既に周知していただいていると思うんですけど、今後の話ではその辺というのは統一していこうという動きはあるんですか。

○古谷交通対策課長 今回は本多ルートだけ入るということにはなりますが、他のルートについては、多分事業者がそれに対応できるかどうかもありますので、方針としては今は固めてありませんが、より御利用しやすくなるのが一番だと思いますので、各事業者と協議させていただきたいと考えております。

○星委員長 それではほかに。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 ないようですので、報告事項3番をこれで終わります。



○星委員長 続きまして、報告事項4番 **国分寺市緑の基本計画実施計画【2025（令和7）年度～2030（令和12）年度】（案）**についての報告をお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長 報告事項4番、国分寺市緑の基本計画実施計画【2025（令和7）年度～2030（令和12）年度】（案）について、御報告いたします。

資料No.4を御覧ください。前回の閉会中の建設環境委員会におきまして、次期実施計画に位置づける施策の抽出について御報告を申し上げております。その後、抽出した各施策に担当課の見解を踏まえ、それぞれ目標を設定した実施計画（案）を作成し、その案について国分寺市緑の基本計画推進委員会、また附属機関である国分寺市緑化推進協議会で検討、審議がなされました。今回はその実施計画案を報告するものでございます。なお、前回の建設環境委員会で鈴木委員より御指摘のございましたフォントにつきましては、今回はユニバーサルデザインフォントに変換した形で対応しております。

資料No.4の表紙をおめくりいただきまして1ページ、2ページ、資料でいうと電子データの2ページと電子データの3ページにつきましては策定趣旨、位置づけ、計画期間などを記載してございます。

続きまして、3ページ、4ページ、電子データの4ページ、電子データの5ページをお願いいたします。次期実施計画に位置づける施策を一覧にしたものとなっております。

5ページ、電子データの6ページをお願いいたします。SDGsについてでございます。この実施計画を推進することでSDGsの目標達成も目指しますので、該当するSDGsの一覧を示したものになってございます。

6 ページをお願いします。電子データの 7 ページになります。こちらは、次ページ以降に続く施策一覧の見方になってございます。

続きまして、7 ページ、電子データの 8 ページをお願いいたします。ここからが国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧になっております。表の見出しの中ほどに担当課の欄があります。左から 5 つ目になります。この担当課の欄から左側につきましては、前回の建設環境委員会で報告させていただいたところでございます。次期実施計画に位置づける施策を示しております。担当課の右側、令和 6 年度実績見込み及び 6 年後の具体目標等、この部分の箇所が今回新たにお示しするところになります。

これまでに行った緑化推進協議会における御意見等を幾つか御報告申し上げます。7 ページ、電子データの 8 ページになります。通番 1 及び 8 ページ、電子データの 9 ページの通番 6 にあります保存樹林地、保存樹木につきましては、マップや樹種その他の状況などについて市民が知ることができれば、緑というものをより身近に感じることができるという意見が出されました。こちらにつきましては、実施計画（案）における修正等を行っておりませんが、保存樹林地は民有地であり、また保存樹木は市民の方が管理していますので、提供できる範囲内で市ホームページなどでの案内を検討することとしました。

続きまして、8 ページ、電子データの 9 ページをお願いいたします。通番 5 につきましては、管理者に適切な維持管理を依頼とはどのようなことを依頼するのかというイメージができないという御意見がございまして、具体的に枝下しや下草刈り等の依頼をという表記に変更してございます。

それから、19 ページ、電子データの 20 ページを御覧ください。通番 29 につきましては、公園サポート事業を行いたい場合、どのようにすればいいのか、どこの公園で実施しているのか、実際どのような状況であるのか、それらのことは市民が分かるようになっているのかなどという御意見がございまして、各年度の目標のほうに公園サポートの周知方法の検討というものを追加しております。

そのほか、文章の体裁を整えて分かりやすいようにしたいという意見を受け、修正を加えまして、本日の資料となっております。

今後につきましては、庁議に諮りまして、市長決裁後、国分寺市緑の基本計画実施計画が決定となります。令和 7 年度から、この実施計画に基づき、施策を推進していくことになります。

報告は以上でございます。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長 ないようですので、報告事項 4 番はこれにて終了といたします。



○星委員長 続きまして、報告事項 5 番 **国分寺市空間放射線量測定の見直しについての報告**をお願いいたします。

○池田環境対策課長 国分寺市空間放射線量測定の見直しについて、御報告させていただきます。

資料 No. 5 を御覧ください。1 の測定頻度等の見直しの経緯につきましては、市では平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受けまして、公共施設における空間放射線量や給食食品など、放射性物質の濃度の測定を実施してまいりました。測定結果につきましては、平成 24 年に除染対策を行った以降は基準値を上回る測定結果は検出されてございません。

こうした状況を踏まえまして、令和元年度、令和 3 年度及び令和 5 年度に国分寺市放射能対策委員会で検討の上、測定頻度等の見直しを行いまして、今年度から空間放射線量の測定につきましては、測定場所

を中学校5校、測定頻度を年1回として実施してございます。

2の令和6年度見直しについては、令和6年12月13日開催の第22回国分寺市放射能対策委員会において測定の見直しを検討しました。これまで実施してきた13年間の測定結果や他市の状況などを踏まえまして、また東京都や福島県内で実施されている測定結果など、今後も継続した監視が可能であることから、空間放射線量測定を休止するという検討結果が出されまして、令和7年1月23日に市長報告を行いまして、令和7年度からの空間放射線量測定の休止を決定してございます。

3の学校関係者への説明については、まず、令和7年2月5日に校長会への説明会を行うとともに、今後学校関係者に対して周知を行っていくというところで、2月20日までに小・中学校15校にお願いしてまいりました。

4の今後の対応については、環境対策課において国や東京都の測定状況や社会状況を注視して状況把握に努めていくとともに、不測の事態が生じた場合には可及的速やかに空間放射線量測定等の実施に向けた検討をしております。また、市民への周知に当たりましては、今後、市報及びホームページを活用いたしまして周知を図っていきたいと考えてございます。

雑駁ではございますが説明は以上でございます。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○鈴木委員 空間放射線量の測定はこれまでも回数の見直しを行ってきたと思いますが、それを今回ゼロにするということです。市としては希望する市民の方に、空間放射線量の測定器の貸出しを行っているとありますが、これは引き続き行うのかどうか、こちらについて確認させてください。

○池田環境対策課長 測定器の貸出しにつきましては、これまでも市のほうで実施してございまして、ここ数年、貸出しを実際行ったというところは、申出がなかったものですからゼロ件の状況が続いてございますが、引き続き、貸出しについては継続してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員 測定器の貸出しは継続していただくということなので、測定器の耐用年数もあると思いますし、引き続き、管理していただきたいと思います。

先ほど、不測の事態には可及的速やかに対応できるようにという御説明がありました。少し気になっているのは、今年決定された第7次エネルギー基本計画でも原子力発電所の推進ともいえる方針が出されたので、これまでは、3・11東日本大震災の事故以降は原発の依存度を低減していくというものだったのに対して、今回の計画で最大限活用するということになりましたので、今後大きな地震が来たときに稼働中の原発事故が再度起こる可能性があり、本当に最悪のケースも考えられる中で、何かあったときに放射線量をすぐに測定できるものがないということではないのかなとは思っております。ただその見通しがなのまま測定を全くしなくなるというわけではないと思っています。今、東京都で多摩地域の測定をしているということですが、これに国分寺市は入っていないということではよろしいでしょうか、確認させていただきます。

○池田環境対策課長 委員のおっしゃるとおりで、この地域でいいですと八王子市、小平市、調布市というようなところになってございます。

○鈴木委員 資料にも書いてあるとおり、多摩地域では3市が計測地点なのかなと思います。この計測地点をどのように決定されたかというのは、私はよく分からないんですけれども、頻度の見直しを市でしていくということなので、東京都に国分寺市としてやっていただけないかという測定の要望をしていただくということはできるんでしょうか。

○池田環境対策課長 測定器の設置について依頼できるかどうかというところは、私のほうもなかなか答弁が難しいなと思っておりますが、現在設置されている場所は東京都が管轄する敷地の中になりますので、そこで測定しているところを考えると、国分寺市にそういった施設があるかということ、なかなか難しいのかなと考えてございます。

○鈴木委員 分かりました。市民の方でも、今回測定頻度を見直してゼロになるということに対して少なからず心配している方もいらっしゃると思いますので、引き続き測定器の貸出しについてとか、先ほど情報提供も今後していくということでしたので、こちらも重ねてお願いしたいと思います。

○松岡委員 今の鈴木委員の質問と重なるところがあつたので、それ以外のところで質問したいと思います。まず、放射線空間放射線量の測定の休止を決定したということは非常に残念だと思っています。既に2月5日には校長会に説明されているということでもありました。先ほどの御答弁の中では、機器の貸出しは引き続き行う、機器のメンテナンスといいますか、耐用年数の話も出ましたし、こういったメンテナンスもされていくのだろうかとは思いますが、年に何回動かすかといったことで、もし何か決まっていることがありましたら教えてください。

○池田環境対策課長 まず、機器については、当然貸出しの要望があつた場合に速やかにお貸しできるような体制でいたいと思っています。ただ、いつ、どのときに機器を動かすという決まりはございませんので、当然は我々も機器の状態については常に管理していきながら、メンテナンスについては適切にしていきたいと考えてございます。

○松岡委員 分かりました。常に状態をよくして管理していただけるということで確認させていただきました。不測の事態が生じたときには測定実施等に向けて検討を行うともありますので、こちらの機器の管理は大事だと思いますので、重ねてお願いいたします。

今回都が実施する3市、小平市、調布市、八王子市の測定のことであったり、福島県で実施している結果などを踏まえて休止となったということでもありますけれども、原発は福島県だけにあるわけではもちろんないですし、多摩26市といっても、いろいろな場所で放射線量というのは少ないレベルであっても少しずつ違っているというように認識しています。環境についても調べるということは、何でもないときのこと、何でもない状態のデータを蓄積していくということに意義があつて、それが何でもないから意味がないというわけではないと私は考えていますので、そういった視点も持っていただけたらなと思っていますところでは。

○尾沢委員 私の立場におきましては、この間ずっとここについては見直しをすべきだ、もしくは長年の科学的、客観的なデータ、状況に基づいて、できる限りこういった市の職員が本来すべき仕事により集中していただく状況、つまりはこの測定をどこかで休止ないしは中止していくべきだというようなことを私は求めてまいりました。その点におきましては、今回こういった決断をしていくというところについては大変評価したいと思っています。あまり多くをここで申し上げるつもりはありませんが、委員会の中で残念だというお声もありましたので、その一方でしっかりと市がやるべきこと、判断していくこと、それが客観的なデータに基づいて判断されてきた、判断したということについては大変評価したいということを申し上げて終わりたいと思います。

○星委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

○鳥居副委員長 星委員。

○星委員 理由をお聞きしたいということなのですが、東京都は、先ほど御紹介いただいたように小平市、

調布市、八王子市で、固定場所ですか、そこで実施しているということですが、東京都が継続している理由って何なのですか。3・11東日本大震災の発生から14年経過したなかで、それで東京都が継続している理由というのは御存じでしょうか。

○池田環境対策課長 東京都としても、福島原発の影響を受けて、都民の不安を解消するために行っていると伺ってございます。

○星委員 それを14年たっても続けているという、改めての説明なんかはないですか、やめていないという、そういうことですか、そうですね。改めて今継続している意義をまたどこかで教えていただきたいんですが、聞きたいのはそれだけなんですけども、結局放射性物質って半減期以外はなくなることがないので、蒸発とかでなくなることはないので、どこかに移動していくだけで、半減期が早いものもありますので、それはもう大分弱まっていると思いますが、どこかに移動して、原発事故直後のときは私も測定器を買いましたけど、移動するんです、雨が降ってはこっちが高くなって、また風が吹けばこっちが高くなる、砂とかがたまっている所で。そういうところなので、測定する場所って結構そういうたまっている所を測定してきましたが、今は全然そういうこともしていませんし、家の中でも機械がどこに行ったのか分かりませんけれども、ただ東京都がやっている理由、継続している理由は何なのか、個人的に言うと、「ああ、何かこうやって忘れていっちゃうのかな」なんていう思いもあったりして、そういうことじゃいけないなと思いながらも、そんなことを見ながらありましたが、測定器を借りてやってみたいなというように思いましたので、取りあえず東京都のことを聞きたかったです。

○星委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 では、報告事項5番は以上といたします。



○星委員長 続きまして、報告事項6番 **その他**です。

その他の報告事項は資料のあるものが2つと、あと口頭が1つということなので、順番にお願いいたします。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長 よろしくお願ひいたします。資料を御覧ください。西国分寺駅東側市有地についてということで、現在スポーツクラブが事業を行っている市の所有地についてでございます。

1は、位置図ということで、皆様、場所はお分かりかと思いますが、一応お示ししております。

2は、概要ということで、当該市有地の概要をお示ししてございます。概要の半分から下の部分を御覧いただきたいのですが、当該市有地は、事業用借地権設定契約により、借地人であるJ A三井リース建物株式会社に貸付けしておりまして、借家人である株式会社ルネサンスは、J A三井リース建物が所有する建物を借受けしてスポーツクラブを運営しております。現在の契約期間が令和9年7月31日までとなっておりますので、令和9年8月以降の活用について、現在庁内で検討を行っているところでございます。

検討の一環といたしまして、令和7年1月29日から31日までの3日間で当該市有地の活用に関しまして民間事業者との対話を通して意見や提案を求め、市場性等の把握をするためのサウンディング型市場調査を実施いたしました。調査の結果につきましては、現在内容を精査、確認しているところでございます。結果は公開することになっておりますので、準備が整い次第公開する予定となっております。それから、今回の調査を検討の一材料としまして、引き続き庁内で検討を行ってまいります。

簡単ですが説明は以上でございます。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○だて委員 説明ありがとうございました。ここの当該地はルネサンスができる前にはいろいろ紆余曲折が相当あって、結果的にルネサンスができたということで伺っております。二十数年前の話ですので、全然私たちがいたわけではありませんけれども、過去のいろいろな話を聞くと、議会も含めて相当大変な状況があったというように聞いております。早いものでそれからもう20年近くたって、こういう形で次をどうするかというような段階になったということでもあります。

まず、基本的に20年たったなら更地で返すというような契約になっていたかと思うんですけれども、株式会社ルネサンスからは引き続き使いたいといった意向のようなものは、何かあったりするのでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長 今、だて委員がおっしゃったとおり、令和5年に株式会社ルネサンスから直接ではないんですけども、建物の所有者であるJ A三井リース建物から事業を継続したいという旨の、再契約をお願いしたいというような依頼を文書で頂いているところでございます。

○だて委員 分かりました。令和5年に、引き続き使いたいということで連絡が入っているということがあります。市の意向としては、サウンディングで民間がまた引き続きということでは意向の調査をしているということではあるんですが、思い返すと、というか振り返ると、二十数年前の状況のときには市の自前の施設を、市民文化会館ですか、当初はそういったものもあそこに設置しようというような、市の運営で公共施設という形が一つ検討材料の中身にあったと、具体的なところまであったということでもありますけれども、時代も環境もいろいろ変わっている中ではありますけれども、現状の市の意向としては、サウンディングをしているということも踏まえると、引き続き民間に、民間活力を使ってということになるのか分かりませんが、そういう形でやっていきたいという意向なのか、はたまた、もしくは市で足りない公共施設が幾つもありますから、この立地を生かしてそういったことで使っていく可能性も検討の中には入っているのか、その辺は今、現状としてどうなんでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長 当該市有地の次期の活用につきましては、現在も庁内で検討、調整中でございます。と申しますのは、当該市有地の検討といいますと、ほかの部にもまたがってまいります。といったことで、まだその辺は検討、調整中ということで、ここでは具体的なことは申し上げられないということでございます。

○だて委員 分かりました。これから検討していくということでもあります。今後のスケジュール的なところで令和9年8月以降ということは、逆算して考えるとほとんど時間がもうないじゃないですか。もしその建物を生かさないということだったら、それを除却して更地にしてまた次を造って、令和9年8月以降にすぐオープンできるのか分かりませんが、そういう形で8月以降に事業が始まるという形になろうかと思うんですけれども、あまり時間がなくて、今後のスケジュール的にはどういった形で次を決めていく、もしくは、可能性としては株式会社ルネサンスが継続するというのもゼロじゃないのかなと、分からないですけどそこもあるのかなと思うんですが、その辺はどういうタイミングで、どう決めていくんでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長 今、御質問のありましたスケジュール観についてなんですけれども、こちら、方向性をどうするかというところは庁内で調整中ということで、具体的にスケジュールをこういう形でやりますというところを今申し上げることができないんですが、契約満了時期から逆算すると、満了が令和9年7月31日ということで、だて委員もおっしゃるとおり除却、原状復帰が原則とな

っております。除却する場合には、事業者は除却工事に着手する1年前に市にその旨を報告することになっております。こちらは契約の覚書に書いてあるんですけども、そういうことからすると、だて委員がおっしゃるように時間は本当はないところでございますので早急に、これはまちづくり部だけで考えられることではないんですけども、早急に方向性を市内で調整していく必要があると考えております。

○だて委員　今日のこのタイミングで、その他報告という形ではあるんですが具体的に示されたということで、今の御答弁にあったようにもうあまり時間がないという段階になっております。とはいいいながらも、この立地は駅に近くて、本当に一等地ですよ。これだけのある程度の広さがあるというところもありますから、我々としては軽々に決められては困るような場所じゃないですか、非常に重要な市にとっての財産である土地、場所であり、どこもそうですけど、特にここは一等地だと思いますので、時間がないからといってえいやで決めるということはないと思いますよ、それは市のやることです。ないとは思いますが、焦って早く、早くというところで決められてしまうのは我々としても困るというところもあります。

最初に言ったとおり、株式会社ルネサンスになったのは、結果的に定期借地で20年間ということになったということで、事業手法としては別に定期借地でやらなきゃいけないという決まりもないんだと思うんです。だから、そういったところも含めて、時間的な制約が一定ある中ではありますが、そこはしっかりよくよく検討していただいて、市民にとってこの一等地が最善な形で多くの方に喜ばれる活用をしていただきたいというのは当然の考え方かなと思っていますので、その辺はいかがお考えでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長　今、だて委員がおっしゃったように当該市有地は駅のすぐ近くだという非常に立地のいい貴重な市の財産だと認識してございます。ということで、市民の皆様のためにより有効な活用ができるよう、そこはえいやで決めるというようなことはせず、慎重に検討、調整してまいりたいと考えております。

○だて委員　よろしくお願いします。ちなみに現状使っていらっしゃる株式会社ルネサンスからは、意向としては引き続き使いたいということでもあります。当初設置のときに一応公益施設という形の中でルネサンスが設置され、民間のスポーツクラブで会員制なので、どこまで公益性が担保されてきたのかというのは分かりませんが、20年間地域に根づいて活動されてきた、運営されてきたというところも含めると、多くの方がこのルネサンスを使っているんじゃないかと思います。私の周りにも何人もここに通っている方がおられます。もちろん市民以外の方も場所的に相当数おられると思いますし、いろいろな方がおられると思うんです。現状の会員数として、市のほうで把握しているかちょっと分からないんですけど、どれくらいの会員がおられて、その内訳として国分寺市民の方が何人くらい会員として入っているのか、そういうことは情報として持っているんでしょうか。

○星委員長　質問の途中でありますが、一定程度時間がたちましたので暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時05分再開

○星委員長　それでは、委員会を再開いたします。

だて委員の質問の途中だったので、続きからお願いします。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長　だて委員から御質問がありましたルネサンス西国分寺の会員数についてですけども、こちらは2月21日の金曜日に株式会社ルネサンスに確認してみたところ、おお

よその数字しか分からないんですが会員数は約5,000人ということで、そのうち国分寺市民の方は約8割から9割いるとのことでございます。

○だて委員　数字をあらかじめ確認していただいていたということで、ありがとうございました。今の御答弁にあったとおり単年度で会費を払っていらっしゃる方が全体で5,000人おられて、そのうちの8割、9割ということなので4,000人から4,500人が市民の方ということで、私が考えていたより大分数字的には多くてびっくりしたところではあるんですけども、それだけの方が現状として行っているということで、この20年を考えると、延べで言うともっとたくさんおられたのかもしれませんが。なかなか今、具体的に株式会社ルネサンスの肩を持つわけにも当然いきませんし、もちろん先ほど申し上げたとおり市民の多くの皆さんが喜んでいただける場所になるということが非常に重要な観点でありますので、今の数字は、ただ現実としてはそれだけの市民の方が行っているというのは事実ということでありますので、これから市がどう検討していくかというところはあろうかと思うんですが、それだけの方に運動とかコミュニティというところも含めて行っている現状というのは、一定頭の中に入れておいていただきながら判断をしていく必要があるのかなというところで、ばっさり切ってしまうと四、五千人の方が「おい」ということになる可能性もなきにしもあらずということなので、そこはさっき申し上げたように慎重にこれから検討を進めていく上で考えていただきたいなと思っております。

取りあえず今日のところは今の状況を伺わせていただいて、その他報告ということで、これは基本、建設環境委員会の所管事項という形になるんでしょうか、そこだけ確認して終わりたいと思います。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長　この件につきましては建設環境委員会で報告等をしてまいりたいと考えております。

○星委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

○鳥居委員　この敷地の活用方法については、先日の尾沢議員の一般質問などでも取り上げられていて、そこで私もこの活用方法は重要であるなど感じております。株式会社ルネサンスからは、今使用しているプールの老朽化などといったことについては言及がありますでしょうか。使い続けられるのか、再契約した場合に建て替えというか修繕するのかなど、何か聞いていることはありますでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長　プールの状況というところは、すみません、ちょっと分からないんですが、株式会社ルネサンスから聞いているところで、建物はまだ築20年しかたっていないということで、まだ十分に使えるというようなことは伺っております。

○鳥居委員　この敷地の活用を考えるに当たって、国分寺市では小・中学校のプールの校外化というのを進めておりますので、その視点を抜きには考えられないのかな、重要な視点になるのかなと思っているところです。公共の建物として今後使っていくに当たっても、民間活用で使っていくにしても、プールの校外化というところで他部署との連携をしっかりとっていただきたいという思いでおります。

今現在、旧庁舎用地の活用ということも進んでおりますので、その兼ね合いとかもいろいろ出てくるかと思うんです。その調整もしているところなので、例えば20年という契約期間を2年、3年延長するなど、そういったことも考えられるのでしょうか。

○清水西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長　借地借家法の事業用定期借地権の契約につきましては、基本的に契約を継続する、延長するというような規定はございません。なので、仮に現事業者がそのまま使うということになったとしたら、別途また契約を取り交わすということになるかと考えております。

○鳥居委員 別途契約を取り交わすということも少し考えの中に入れていただければと。今、公共施設のそういった調整だったり、再編だったりというところに少しめどをつけてから一連の流れとして考えていくというのも重要なと思いました。

また株式会社ルネサンスと再契約するといった場合にも、プールの校外化の今後の国分寺市の進め方というのも一緒に協議していただいて、あちらの人員をそのままプールの授業に委託できるのかとか、何時間、どのように国分寺市が使用できるのかといったところも一緒に考えていただければと思っております。今後、委員会でも市民の意見も広く検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○星委員長 それでは、ほかに。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星委員長 それでは、この報告事項につきましては終了といたします。

続きまして、次の報告をお願いいたします。

○田中街路整備担当課長 その他の報告事項、西町五丁目交差点事業について、御報告させていただきます。

資料を御用意しておりますので御覧ください。図面が2枚とスケジュール表が1枚です。西町五丁目交差点事業につきましては、令和6年第1回定例会建設環境委員会におきまして、令和6年度は各関係機関との協議を進め、令和7年度からは工事に着手してまいりたい旨の御説明をさせていただきました。今年度、交通管理者である警視庁及び交差する都道立川通りを管理する東京都など各関係機関との協議が完了し、お配りしております資料1-2、計画平面図の内容での交差点整備計画で工事実施をいたしたいと考えております。

交差点の整備計画としては、市道幹18号線、弁天通りにおきまして、資料1-1にお示ししております拡幅用地を利用しまして、資料1-2のとおり右折レーンの設置、歩道の新設を行う計画としております。

また、令和6年第1回定例会にて御質問いただいております弁天通りの車両用信号機への右折青矢印信号の設置についてでございますが、右折車両の需要などを交通管理者である警視庁と協議した結果、設置しないこととなりましたため、併せて御報告させていただきます。

次に、工事スケジュールについて御説明いたします。資料2を御覧ください。工事スケジュールとしては、令和7年度の第2四半期をめぐりに排水施設工事から着手してまいりたいと考えております。この工事の前後期間において、水道などの企業者工事が行われる予定となっております。

令和8年度は交差点の街築工事及び舗装工事などを行いたいと考えており、施政方針のとおり令和8年度の整備完了を目指してまいります。西町五丁目交差点の渋滞解消、安全性向上のため、工事を早期に進めてまいります。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手でお願いいたします。

○だて委員 御説明ありがとうございました。右折信号は設置できないということでありましたが、そこは警察の判断ですので、残念ですが仕方ないかなと思います。

もう一点伺いたいのは右折レーンに、これは図面にはあるんですが、私の図面が細かくて読めないの、何台ぐらいがこの右折レーンに停車できる感じなのか、サイズ的にはどうでしょうか。

○田中街路整備担当課長 今回計画しました右折レーンには、乗用車や軽自動車が3台から4台程度滞留可能でございまして、さらに交差点の中の停止線まで含めると6台程度滞留が可能となります。

○だて委員 ありがとうございます。6台ぐらい滞留できると大分いいのかなと思っております。

これから工事が始まるということで、場所的にバス路線ですので、特に立川通りは頻繁にバスが通るといってもあろうかと思います。工事の時間帯的なもの、西町三丁目の交差点はバスが通るといって、あそこも夜間工事とかが結構多くあったかと思うんですが、今回のこの工事については道路の交通の關係に影響のある時間帯を避けてということがあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○田中街路整備担当課長 工事の実施の時間につきましては、現在、施工計画の詳細について精査を進めているところでございます。もちろん立川通り、都道は非常にバスの通行も多く、交通量もそもそも多いというところでございますので、そういったところを一定配慮しながら施工計画を立てていきたいと考えてございます。

○だて委員 これから決めていくということであります。夜間工事があると近隣の住宅、そんなに多くはないですけども影響のある住宅もあろうかと思うので、その辺りで周りの住宅には丁寧に対応いただきますようお願い申し上げまして、終わります。

○尾沢委員 御報告ありがとうございます。特にどうこうということはないんですけど一点だけ、西町五丁目の交差点の北西側におけるエリアのお子さんを持つ親御さんより従前から御相談いただいている件で、通学路等が現状においても少し危険な状況が朝にあったりというところが見受けられるので、この交差点改良を含めた上で、よりよい通学路の形というのをぜひ模索していただきたいというような相談があったので、この辺については学校とも十分協議いただいているかなと、情報共有していただいているかなと思うんですが、工事期間中においても、長期にわたる工事になりますから、登校時は大丈夫なのかなと思うんですが、下校時などに何かあってはいけないと思いますので、現場でできる限りの御対応を、細心の注意を払ってもらって引き続き進めていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○星委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長 では、こちらの報告事項も終了といたします。

続いて、次の報告をお願いいたします。

○井上清掃施設担当課長 こちらは、今定例会において、令和7年度当初予算案の債務負担行為として提案している清掃センター工場棟ほか解体撤去工事業業についての報告となります。資料はございません。口頭での報告となります。

本件については、令和5年8月改定の（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画において、令和4年度に解体実績を有する事業者へ概算事業費を算出するための見積りを取り、当該事業費約15億円と見込んでお示ししておりました。清掃センター工場棟の解体工事については令和8年度に実施を予定しているため、発注に向けて令和6年度に改めて概算事業費の見積りを取ったところ約8億円の増額となり、23億1,550万円で今定例会の令和7年度当初予算案に債務負担行為として提案させていただいております。概算事業費が増額した理由につきましては、建設業における週休2日徹底の取組や人材不足による人件費の上昇、資材費、燃料費、リース費等の高騰が起因しているものでございます。

なお、債務負担行為期間は令和7年度から令和10年度までとし、令和7年度におきましてはゼロ債務としております。

報告は以上でございます。

○星委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長　では、こちらの報告もこれにて終了したいと思います。

そのほかございますか。大丈夫ですか、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○はぎの委員　最後に国３・２・８号線のことと一点確認させていただきたいと思います。２月１７日から暫定開放ということでまだ１０日ほどですけれども、今回の交通開放に伴って国３・４・６号線の渋滞の解消に影響があったのか、また市役所通りの国分寺五小入口交差点、あと国分寺九小入口交差点の信号機の撤去に伴って新たな渋滞が発生していたりとか、またそれに伴う市民から市に対して何か要望等がもし入っていれば、その状況等を確認させていただきたいと思います。

○田中街路整備担当課長　２月１７日に暫定交通開放いたしました国３・２・８号線の交通開放による影響ということでございますけれども、現状、こちらの都道を整備した東京都建設局からは、特段そういった事故の状況というのは聞いておりません。ですが、国３・４・６号線から市役所通りまでの間はまだ工事期間中ということで聞いておりますので、現状は工事渋滞ということで新たな渋滞が発生しているというようなお話もありまして、工事渋滞も一部まだあるということでございます。この交通状況の変化というのは市としてもしばらく注視する必要があると思っておりますし、東京都にもその状況というのは聞いていきたいと考えております。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。まだ始まったばかりということで、また引き続き東京都からの情報を見ながらということをお答えで確認させていただきました。私のほうにもこの交通開放に伴う喜びの声も本当に多数寄せられておりますし、一方、新たな危険箇所の指摘のようなお話もあります。具体的には、国分寺九小入口交差点から北側に上っていく小平市側への抜け道になっていた所が、市役所通りの交通量が変化したことによって非常に危なく感じるというようなお声もありまして、今日の視察のときも、公園の視察の帰りはその道を逆に抜けてきたということでありましたけれども、確かにそういった難しさはありましたので、その辺は今後の動向を見ながら、ぜひそういった安全対策も含めて考えていただきたいということを御要望して、一言いただいて終わりたいと思います。

○田中街路整備担当課長　交通開放の影響を受けて交通状況が変わってくるというのは当然あると思いますので、そういったところで対策が必要な部分に関しては、市としても状況を捉まえて適宜対応していくということで考えたいと思います。

○星委員長　それでは、ほかに。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○星委員長　それでは、以上で報告事項を終了いたします。

それでは、本日の建設環境委員会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後３時２６分閉会